

平成29年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 平成29年12月4日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月4日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 下 中 一 平 2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史 4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平 6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏 8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦 10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 北 岡 篤 副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則 総合政策参事 北 谷 隆 範
総 務 参 事 奥 出 亘 関西ワールドマッスゲームズ参事 岡 本 克 也
産業・観光参事 宮 本 憲 一 暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘 教 育 次 長 芳 田 賢 二
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 小 西 修 司 主 任 玉 村 陽 子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 報第11号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について
日程5 承第10号 平成29年度吉野町水道会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
日程6 議第43号 吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

ることについて

日程7 議第44号 町道の路線の変更について

日程8 議第45号 平成29年度吉野町一般会計補正予算(案)第5号について

日程9 議第46号 平成29年度吉野町介護保険特別会計補正予算(案)第2号について

日程10 議第47号 平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第4号について

日程11 要 望 等

日程12 一 般 質 問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

中西議長

ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 4 回吉野町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 会議録署名議員の指名について。

会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。

2 番 上 佳宏 議員、3 番 山本 義史 議員を指名いたします。

日程 2 会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日より 8 日までの 5 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より 8 日までの 5 日間に決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。町長。

北岡町長

開会にあたりまして、ひと言ごあいさつ申し上げます。

第 4 回定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、専決処分の報告案件が 1 件、専決処分の承認を求める案件が 1 件、条例の改正が 1 件、町道路線の変更が 1 件、そして補正予算案が 3 件でございます。よろしくご審議のほう、お願い申し上げます。

この機会でございますので、先日の臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。お手元の資料の主なものを読み上げさせていただきます。

10 月 27 日『近畿大学との包括連携協定締結式』がございました。

もともと、寺川ゼミ建築学科との交流がございまして、また、昭和 31 年から続いております附属小学校の吉野山での宿泊等も含めまして、あらためて近畿大学と全学との包括協定を結びました。今、非常に活気のある、元気な近畿大学でございますので、我々もいろいろなところで、色んな仕事ができることを

楽しみにしております。

続きまして、28日『奈良コープ植樹祭』。

これはご存知のとおり、ハートフルコープよしのが開設されまして、西谷のところで、奈良コープさんの事業をしていただいております。

あの場所をよく見ますと、奈良・天理・桜井とまっすぐ南下してくる本当に吉野町の北の玄関口でございまして、ここに奈良コープさんが事業を展開される。その周辺地に、今度はここに植樹をしていこう、ということでございまして。あらためて、吉野町の北の玄関口が桜の吉野らしく、そして奈良コープさんが南部で展開する事業の中心となる、ということで本当に期待されるところでございます。

31日『第68代全米さくらの女王表敬訪問』ということで、全米さくらの女王と選ばれたかたが吉野のほうに来ていただきました。今までなんで来られてなかったのかな、というのが不思議なところでございますが、これを機会に、そういう桜の付き合いというのもあらためてお願いしたいな、と思うところでございます。

11月3日『第48回吉野町表彰式』。

例年通りの表彰式でございます。今回はまつりとの関係がございまして、ちょっとゆっくりとさせていただくことができました。

同じく3日から4日にかけて『ふるさと元気・吉野まつり2017』ということで、今回は上市地区周辺でやっていただきました。今までと違った趣でやっていただきました。それなりに町並みとのコラボレーションがうまくできたのではないかな、と思っておるところでございます。

『第42回吉野町民文化祭』。

文化祭が、あらためましてホールを使っただけの、文化祭としてのしっかりとした催物をやっていただけたな、と思うところでございます。元に戻った開催でございしますが、これもなかなかいいものだな、と思っておりました。

11月8日『全国南朝の歴史資産等所在市町村活性化協議会設立準備会』ということでございまして。福岡県の八女市との南朝のつながりがございしますが、南朝のつながりを広げようというところで、各地に皇子さんが派遣された市町

村、並びに戦跡のところ、あるいは応援していただいた武士の方々の市町村との活性化協議できないかと。目指すところは、南朝の歴史をつむいでの日本遺産のもう一度の獲得というところもございますが、こういう連携をやっていきまして、南朝のことを一生懸命やりますと、当然吉野町が中心になることがございますので、力を入れていきたいなと思っております。

とばしまして、15日『「日本で最も美しい村」連合フォーラム 2017inTOKYO』ということで、私どもが加盟しております「日本で最も美しい村」連合が色々な展開をしております、昨年は企業さんとの会合がございました。今回は存在をもっとPRしようということで、フォーラムを開催していただきました。非常に中身の濃い良いものでございました。特に講演が、イタリアでのまちごとの宿泊を勧めていくという、そういうふうな仕組みのことをしていただきまして、今後我々にも役に立つなと思っておるところでございます。

11月19日『吉野歴史悲話ヒストリア 南朝哀史』ということで、今、奈良県が開催しておりました国民文化祭、障害者の文化祭等の一環の、吉野町での催しでございました。八女から劇団大藤の方々に来ていただき、また我々はカンブリアさんの人形劇ということで、南朝のお話をさせていただきました。非常に中身の濃い感動的なイベントでございました。

26日『第47回農林産物品評会及び表彰式』ということで、昨年まではまつりと一緒にやっておりましたが、時期の関係等ございまして、単独でさせていただきました。これに関連しました林産物、あるいは木育等のことも紹介することができまして、これも別に開催して良かったのかな、とあらためて感じたところがございます。

11月後半の色々な大会に参加したことは省略させていただきます。

12月2日『第5回地域フォーラム』ということで、今回は東吉野村におきまして吉野・大淀・川上・東吉野・上北・下北というところの、地域フォーラムを開催していただきました。今回は行政を進める上での連携、協定等の話がございました。非常に中身の濃かったフォーラムが開催されたと思っております。

続きまして、昨日3日『地方自治法施行70周年記念事業』。

これは、先月に東京でもございましたが、今回は奈良県のほうであらためて

の記念事業をしていただきまして、本町からは、西澤議員が地方自治功労ということで表彰を受けたということでございます。おめでとうございます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。あらためまして、慎重審議をお願い申しあげまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

中西議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、御覧の上、ご了承お願いいたします。

日程4 報第11号 「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分 of 報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥田参事

奥田暮らし
環境参事

失礼します。

議案書の裏面を御覧いただきたいと思います。

「専決処分書」

地方自治法第180条第1項の規定により、下記の事故に係る損害賠償額を定め、和解することについて専決処分する。

という内容でございます。

事故の概要でございますが、平成29年10月10日に吉野町大字飯貝地内において、ごみ収集中、対向車が来たため道路端に寄ったところ、民家の雨樋に接触破損した。

賠償額その他和解条件でございます。

過失割合 町が100%。

損害賠償額 1万9,440円。

その他 今後、吉野町及び相手方双方本事故に関しては異議申し立てをしないことを確認いたしました。

以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

中西議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程5 承第10号「平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（事務局朗読）

説明を求めます。奥田参事

奥田暮らし
環境参事

失礼します。

承第10号についてご説明を申しあげます。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。

「専決処分書」

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算第3号を専決処分する。

次、めくっていただきまして1ページを御覧いただきたいと思います。

平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条 平成29年度吉野町水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。「第1款 水道事業費用」「第1項 営業費用」補正額50

万円をお願いするものでございます。

2 ページ、3 ページを御覧いただきたいと思います。

実施計画の変更でございます。

収益的支出「第1款 水道事業費用」「第1項 営業費用」「第1目 原水及び浄水費」「区分 第5節 修繕料」でございます。50 万円を計上させていただきます。これは、台風 21 号によります台風災害河川の増水によりまして、土砂が堆積いたしました。飯貝浄水場の取水口でありますところの、土砂取りの費用でございます。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本件を報告のとおり、承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 6 議第 43 号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。宮本参事。

宮本産業
観光参事

失礼いたします。

議第 43 号につきまして、ご説明を申しあげます。

新旧比較表を御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、現在建設中の吉野町の定住戸建て住宅並びに集合住宅の設置に伴う、条例改正のための題名又は字句の訂正等でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 44 号「町道の路線の変更について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 44 号について、ご説明を申し上げます。

町道路線の変更についての内容でございます。町道吉野 99 号線の起点を変更するものでございます。

次のページをめくっていただきまして、変更路線図を御覧いただきたいと思っております。

現在の認定路線につきましては、赤・青で示しております総延長が 1,104.3 メートルとなっております。このたび、青の部分の供用開始に伴います起点を左曾 891 番地の 1 に変更し、赤の部分につきましては、廃止をお願いするものでございます。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 45 号「平成 29 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。
奥出参事。

奥 出
総務参事

失礼します。

議第 45 号「平成 29 年度吉野町一般会計補正予算（第 5 号）」につきまして説明申し上げます。

1 ページを御覧下さい。

第 1 条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1 千 840 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 1 千 143 万 5,000 円とするものでございます。

また、第 2 条におきまして、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるというところでございます。

その地方債の補正でございますが、6 ページでございます。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

起債の目的としまして、「公共交通活性化対策」限度額を 4 千 10 万円に。また「公共土木災害復旧」の限度額を 5 千 580 万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出で説明させていただきます。

22, 23 ページからでございます。

まず、各款項目、各事業におきまして、職員給与費を補正させていただいております。この 12 月補正におきます、人件費の補正につきましては、大きく 4 点ございます。

まず、1 点目が 7 月及び 10 月の人事異動の内容を反映させたもの。また、10 月採用職員の 2 名分を含みます。

また、2 点目としまして、時間外勤務手当の補正でございます。今年 10 月までの支給実績、それから去年の支給実績等を勘案しまして、時間外勤務手当を補正するものでございます。

3 点目が、長期給付の追加費用につきまして、各費目で計上しておりましたものを、一般管理の職員給与費で一括計上したものでございます。

また、4点目でございますが、4月の採用の新規職員・再任用職員、あるいは育児休業職員の額を精査しまして、増減をしたものでございます。職員給与費全体としましては、386万円の減額補正となります。

それから、各事業費につきまして、説明申しあげます。

まず、「第1款 議会費」「第1項 議会費」「第1目 議会費」の「議会運営事業」でございます。129万4,000円の補正をお願いするものでございます。

また、「第2款 総務費」「第1項 総務管理費」「第1目 一般管理費」でございます。「一般管理事業」としまして、臨時職員賃金40万6,000円。それから、吉野広域行政組合総務費負担金を178万6,000円を減額するものでございます。

また、「第3目 基金費」としまして、その他特定目的基金積立金を2万円。ふるさと水と土保全基金の積立金でございます。

24,25ページをお願いします。

「第2款 総務費」「第2項 企画費」「第3目 交通対策費」でございます。地域公共交通活性化事業としまして、349万6,000円の補正をお願いするものでございます。主な支出は委託料等でございます。

それから、ちょっとページをめくっていただきまして、28,29ページをお願いします。

「第3款 民生費」「第1項 社会福祉費」でございます。第2目の老人福祉費としまして、介護保険事業特別会計繰出金148万4,000円の増額補正でございます。事務費の繰出金でございます。

それから、「第3目 障害福祉費」。障害者総合支援事業464万円の補正でございます。システム改修の委託料並びに返還金等でございます。

ページをめくっていただきまして34,35ページをお願いします。

「第5款 農林水産業費」「第2項 林業費」「第2目 林業振興費」でございます。木のまちプロジェクト推進事業で100万円の補正でございます。修繕料等でございます。

それから、36,37ページをお願いします。

「第7款 土木費」「第6項 住宅費」「第1目 住宅管理費」でございます。

町営住宅管理事業で 437 万 5,000 円の補正でございます。委託料並びに使用料・賃借料、それと修繕工事費等の補正でございます。

1 ページめくっていただきまして、38, 39 ページでございます。

「第 8 款 消防費」「第 1 項 消防費」「第 2 目 非常備消防費」でございます。消防施設管理事業としまして 300 万円の補正でございます。これにつきましては、消防施設整備事業補助金でございます。

それから一番下になります。「第 9 款 教育費」「第 4 項 社会教育費」「第 2 目 社会教育振興費」でございます。社会教育施設管理事業としまして 853 万 2,000 円。主な支出につきましては、次のページになります。委託料等でございます。

「第 10 款 災害復旧費」「第 1 項 公共土木施設災害復旧費」でございます。「第 1 目 土木施設災害復旧費」現年補助災害復旧事業としまして 1 億 450 万円。委託料及び工事請負費でございます。それから、単独災害復旧事業で 4 千 550 万円。これにつきましても、修繕料及び委託料、工事請負費、負担金等でございます。

同じく「第 10 款 災害復旧費」「第 2 項 農林水産施設災害復旧費」でございます。「第 1 目 農林水産施設災害復旧費」でございます。現年補助農地農業施設災害復旧事業としまして 1 千 800 万円の補正でございます。委託料並びに災害復旧工事費でございます。

それから最後のページになります。42, 43 ページでございます。

現年補助農林災害復旧事業で 1 千 350 万円。それと、現年単独農林水産施設災害復旧事業で 1 千 430 万円。修繕料及び工事請負費等でございます。

以上が今回の補正予算の主な概要でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 46 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第 46 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」ご説明を申しあげます。

1 枚めくっていただきまして、第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 4 千 809 万 4,000 円とするものでございます。

ずっとめくっていただきまして、歳入歳出予算事項別説明書を見ていただきたいと思ひます。

まず、歳入のほうでございすが 14 ページ、15 ページでございすが。

歳入「第 2 款 国庫支出金」「第 2 項 国庫補助金」「第 4 目 介護保険事業費補助金」でございすが。46 万円の増額補正をするものでございすが。介護保険制度改正に伴い、システム改修事業費の補助金でございすが。

その下のところ、繰入金でございすが。148 万 4,000 円増額補正するものでございすが。この歳入に対しまして、次、歳出のほうでございすが。

18 ページと 19 ページを、御覧をいただきたいと思ひます。

「第 1 款 総務費」「第 1 項 総務管理費」「第 1 目 一般管理費」でございすが。194 万 4,000 円増額補正をさせていただくものでございすが。システムの改修委託料として、計上をさせていただいておりすが。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 10 議第 47 号「平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

失礼します。

議第 47 号について、ご説明を申しあげます。

1 枚めくっていただきまして、補正予算第 4 号（案）でございます。

第 3 条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

「第 1 款 水道事業費用」「第 1 項 営業費用」でございます。補正額 480 万円を計上するものでございます。

また、資本的収入及び支出の予定額を、次のように補正するものでございまして、収入のほうを見ていただきますと、「第 1 款 資本的収入」「第 3 項 その他資本的収入」補正額につきましては 1 千 354 万円でございます。

続きまして支出でございます。資本的支出の「第 1 項 建設改良費」同じく 1 千 354 万円を計上するものでございます。

第 4 条におきましては、第 8 条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございまして、「職員給与費」補正額 80 万円を計上するものでございます。

2 ページ、3 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、収益的支出でございます。「第 1 目 原水及び浄水費」のなかの「第 5 節 修繕料」150 万円を計上するものでございます。これにつきましては、浄水場の機器修理の部分、また、台風被害によりますところの、飯貝浄水場の藤田川の土砂の除去を計上させていただいております。

奥田暮らし
環境参事

また、「第2目 配水及び給水費」「第2節 手当」80万円を計上しております。災害対応時の時間外勤務の増加に伴うものでございます。

また「第7節 修繕料」につきましても250万円を計上しております。これは漏水等の修理箇所が増加しており、それに伴うものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。この資本的収入の「第3項 その他資本的収入」「第3目 その他資本的収入」でございます。第1節に1千354万円を計上させていただいております。これにつきましては、水道施設の落雷罹災による保険料が、それにあたるものでございます。

資本的支出の部分につきましては、同じく「第1目 建設改良費」のところの第6節に1千354万円を計上させていただいております。この罹災による機器の交換を行いたい、ということで計上させていただいております。

ご審議のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

中西議長

質疑を求めます。

お諮りします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程11 「要望等について」

要望書が3件提出されております。

吉野山観光協会 会長 東 利明氏他3名により提出されております「吉野山ロープウェイ運行再開及び代替輸送の支援について」を議題とし、事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

質疑を求めます。

お諮りします。

本要望については、産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は、産業建設委員会に付託することいたします。

続きまして、宗教法人 金峯山寺 代表役員 五條 良知氏より提出されております「国宝仁王門大修理にかかる基礎調査に伴う助成願い」について、「国宝仁王門安置の金剛力士像の修理に伴う助成願い」についてを一括して議題とし、事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

ただいま事務局のほうから、国や県から6割の補助金をいただくというふうになっておんねん、というふうに聞き及んだんですけれども、その国や県が6割すんねやったら、吉野町は過去にそういう補助金の規程いうんですか、そんながあんのかないのか。あるいは、6割の国や県の補助金をもつなら、町はそれ相当の負担をしなければならないと思いますけれども、その分についてはどうなのかっていうことだけ、お聞きしたいと思います。以上。

中西議長

芳田次長。

芳田次長

補助規程についての詳細について、今、資料を持ち合わせておりませんので、委員会等で詳しく説明をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

中西議長

よろしいですか。

じゃあ、参事よろしくお願いをいたします。

お諮りします。

本要望については文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は、文教厚生委員会に付託することいたします。

続いて一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので、自席で待機願います。

日程 12 一般質問に入ります。

下中一平議員より出されております

- (1) 台風 21 号 22 号の災害復旧について
- (2) 吉野山春の交通対策と大峰ケーブルのロープウェイについて
- (3) 吉野山の県との包括協定について

の一般質問をお願いいたします。

下中議員

議席番号 1 番、下中でございます。

お時間を取っていただきまして、どうもありがとうございます。

まず初めに、台風 21 号、22 号。10 月の末にありました台風の被害につきまして、まずもってこの場所で、被害に遭われたかたのお見舞いをひと言申しあげさせていただきます。

つきまして、道、町道、農業用地、たくさんの形で被害が吉野町で出たと思います。中でもアクセスに使う町道、県道、国道に至るまで、数多くの被害が吉野町内で出たと思います。先ほど補正予算を見せていただく限り、予算もつけていただきまして、被害に対する対応を進めていただいているのがよくわかりました。

ただ、町民さんにつきまして、今後どのような形で復旧されていくのか。いつごろまでどのような形で、今の臨時的な対応を我慢しなければならないのか。

そこらへんを含めましてご答弁いただけたらなと、担当参事、思っております。
どうぞよろしくお願ひします。すみません、失礼いたしました。

中西議長

奥田参事。

奥田暮らし

ありがとうございます。

環境参事

ただいまのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

台風 21 号並びに 22 号の災害でございます。

10 月 21 日から 23 日にかけて、特に台風 21 号が急接近をいたしました。
これに伴いまして、町内多くの災害が発生しております。

当日の最大の雨の雨量でございますが、時間雨量にしまして 25.5 ミリ。また、
24 時間の日雨量としましては 257 ミリを記録しております。これは観測所は、
宮滝観測所に基づくデータでございます。こうしたところから、吉野町内多くの
の場所で災害が発生したことになっております。確認いたしましたところ、228
カ所の災害箇所を確認いたしております。

その内訳といたしまして、町道のほうの道路のほうは 50 カ所、また河川のほ
うが 42 カ所、農地農業用施設で 13 カ所、宅地の裏山ですとか、そういったと
ころの治山に関係するものが 16 カ所、また林道につきましては 19 カ所の場所
となっております。

また、所管が奈良県に所管しますところの国道、県道、また河川、そういつ
たところにつきましては、57 カ所の部分で確認をいたしてございまして、県の土
木のほうに報告をしたところでございます。

それ以外にも里道・水路、いわゆる法定外公共物の、地元が利用されてお
りますところの部分で 31 カ所の箇所数となっております。

これにつきましては今後の対策でございますが、小規模なものは別といたし
まして、まず国庫補助事業を活用いたしまして、災害復旧に取り組むと。また、
それ以外のところにつきましては、町の単独事業を以って、その箇所の復旧に
努めたいと考えております。

現在、国庫補助を活用して災害復旧を行う箇所としましては、道路で 9 カ所、

河川で 15 カ所、合わせて 24 カ所になります。また、農地農業施設につきましては 8 カ所。林道につきましては 2 路線、3 カ所になります。

この部分での災害の部分で、災害査定というのがございます。国のほうからの、その査定を受けるわけでございますが、年内のほうでは 12 月 19 日・20 日と予定をされております。この 19 日・20 日につきましては、公共の道路・河川の 24 カ所のうちの 11 件でございます。また、林道 3 件でございます。それと、農地農業施設につきましては、日程は決まっておりますが、12 月 25 日以降 27 日までの間の予定ということで報告が来ております。また、県下かなり被害が発生しておりますので、町のほうの残りの 13 件につきましては、年明けになる見通しでございます。この査定が終わりますと、そこで金額が確定してまいります。それによって、再度実施設計を行いまして、入札等行いまして、予定としましては、3 月末の竣工予定で進めたいというふうに考えております。また、小規模な災害復旧事業にかからない部分。これにつきましては、町単独事業で地元とも調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、国道、県道の部分でございますが、檜井地内の土砂災害。大きな災害が発生しました。これにつきましては、奈良県の土木部、それから農林部と共同で対応していただいております。緊急応急復旧ということで、土木部につきましては、現在 169 号線の土砂取り、また流木の除去、それから家屋の破断いたしましたところの撤去は、既に済んでおります。

土木部から農林部のほうにバトンを移しまして、今現在、農林部のほうでは通行止めの解除に向けまして、その安全対策としまして、矢板の設置、矢板鋼の設置を行いまして、また土のうを積みまして、それで下の通行の安全、また上の作業の安全を確保するというように進めていただいております。その対策が終わりますと、土木部のほうで確認をいたしまして、通行止めの解除というような形になってまいります。

大体の目安としましては、11 月 25 日に土木部並びに農林部のほうの説明会。農林部のほうが主体の説明会がございまして、そのなかで 12 月の中ごろをめどにということで、一日も早くということで、町のほうからも申し入れを行っているところでございまして。それぐらいの、一日でも早い時期に通行止めの解

除をお願いしたいというところで、お願いして進めていただいているところでございます。

また、農林部のほうの緊急の応急復旧工事につきましては、来年2月をめどに作業を進めていきます。当然、山手部分に山林部分の土砂堆積がまだ残っております。そういった部分もしながら進めていくということで。その後、本復旧の工事がなされるということでございまして、目安としましては、山のほうの復旧の目安は、そこから最低、最短で5年はかかるというふうな状況でございます。

今現在確認のとれている状況は以上でございます。

中西議長

下中議員。

下中議員

ご答弁ありがとうございます。

今、参事のほうからお話がありました、国道の檜井部分にあたる長崎の通行止めの部分にあたりましては、多くの皆さんが早く一旦通れるような形を、というところでよく声を聞きます。

今のお話ですと、全体的な工事がすべて終わるのには5年ぐらいかかる。長期な時間がかかるというのはよくわかります。災害の規模からいきましても、それぐらい有するのだろうなとは思われます。

ただ、一日でも早い、片側通行でも構いません。通行ができるところまでは、早く持っていくことが大事かなと思っております。そのへん引き続きまして、ぜひ前向きに進めていただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いします。

引き続きまして、2番のロープウェイにつきましてご質問させていただきます。

春の交通対策と大峰ケーブルのロープウェイにつきまして、質問させていただきます。

現在、ロープウェイが運行を停止しておりまして、再開のめどが立たない。情報が錯誤しまして、どのような形でどういうふうな運行になるのか、若しくはなくなってしまうのかというところへんで、住民は非常に心配しております。

また、お客様の声から、ロープウェイはいつ動くんだ、どうなるんだというところへんも、だんだん時間を増すごとにたくさんのお声をいただきまして、何とかしないといけないというふうに地元も立ち上がりまして、要望書がきょう提出されて、読み上げていただいたところでございます。

つきまして、今後進めていく上で、やはり要望書を出した地元も何らかの努力をしようと思っております。行政が担っていただける部分と、地元が自発的にこういうふうな働きをしようやないかというところとは、役割分担が大切かと思えます。

また、中心に考えられる大峰ケーブルの会社自体も含めまして、連携をとっていくことが大切かなとは思いますが、なにぶんもう今12月で、来年の4月まであと5カ月を切りました。含めまして、これも時系列でどうなっていくかということころは、今現状把握しておりますが、今現在どのような形で、どういふふうに行政としては役割を担っていただけるのか。説明していただけますか。担当参事、よろしくお願いします。

中西議長

宮本参事。

宮本産業

ただいまご質問いただきましたロープウェイの件でございます。

観光参事

本町といたしましては、本年4月から運休しておりますロープウェイにつきまして、県又は吉野町の関係する交通機関等ともワーキンググループをつくりまして、今後どうしていくのかというふうな会合も持たせていただいているところでございますが、現在吉野大峰ケーブル自動車株式会社様のほうにおきましては、引き続きまして来年の4月以降、まあ4月でございますが、運行をしていただけるようにご要望させていただいているところでございます。

また、これにおきましても、吉野山の関係する団体等の方々にもお願いをしていかなければならないのかなというふうに思っておりますが。

今後、吉野山のほうにおきましても、考えていただかなければならないのかなという部分におきましては、ロープウェイがぜひとも存続していく必要があるのか。また、そのためにどのような負担をお願いできるのか。また、ロープ

ウェイが存続できない場合、吉野山地内での移動手手段の確保につきまして、地域内での合意形成を図っていただかないといけないのではないのかな、というふうに思っているところでもございます。

90年以上前からこの施設であるものですから、短期的な視点のみならず、10年、20年先の長期的な視野に立ちまして、どのような輸送手段を構築していかなければならないというふうなことも、今後は検討していく必要があるのではないだろうかというふうに思っております。

現在、町といたしましては、先ほど申しあげさせていただきました、短期的な視点につきましては、やはり次年度の観桜期に向けまして運行をしていただく。また、運行していただくのも、継続して運行していただけるようお願いをしていくというところで、現在考えているところがございますが、例えば運行ができないというふうになれば、新たな主体でスムーズに事業が展開できるように、関係機関ともあらためて協議、検討して、また吉野大峰ケーブルさんにもご協力できるような体制をつくっていきたいなというふうに思っております。

それと、長期的な視点でございますが、本年10月に締結いたしました県と町との吉野山の町づくりに関する包括協定のなかにおきまして、観光町づくりの推進を進めていく上で、交通対策のあり方につきましても、しっかりと議論を進めていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

中西議長

下中議員。

下中議員

ご答弁ありがとうございます。

なにぶん来年の4月まで時間が半年を切ったというところへんで、吉野山の住民もこの春はどうなるんだという不安のなかから、たくさん声が出てくるようになりました。今のご答弁いただきました内容を踏まえて、地元の自発的にどうするかというところへんの対応も考えていただかないといけないことは、よくわかります。

ただ、公共交通機関ですので、そのへんの部分を含めまして、行政も一企業にすべてを委ねるといふところへんで、事故が起こったり、こういうトラブルが起きましたので、何らかの形でお支えいただきましたら、この4月も運行が再開できるのではないかなと、少しばかり期待をしております。ぜひ引き続きよろしく申し上げます。

詳しいことは、また委員会のほうで質問させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

つきまして、もう一つ質問させていただきます。

今、お話にもありました県との包括協定について、質問させていただきます。

今、質問させていただきましたロープウェイの質問も含めまして、交通対策、若しくは町をどうつくっていくかといふところへんに、観光客の部分が大きくその部分に影響しまして、歩行者も含めた交通対策が大切ではないかなと私自身考えております。観桜期のみならず、1年を通した交通対策が必要だといふふうなところへんが、一番の問題なのかなと思っております。

住民の生活レベルの向上も含めまして、包括協定ですから、ご当地の住まわれるかたの生活向上も大事なんです、それだけではなく、観光地としての奈良県の部分の吉野といふところへんで、どのような形で観光地として成り立っていくのかといふところへんの部分といふのは、今、観光課のほうで観光戦略を立てていただいております。

この包括協定も、そちらも両方ともが中長期に影響する計画だなといふふうには考えられると思うんですが、そこらへんにつきまして、各それぞれの総合政策課、観光課、両方とも同じような計画を立てていく上で、縦割りではなく、横串を通したような連携をとっていただくことが大切かなと思われま。

まずもって包括協定ですので、総合政策を担当されています総合政策課の参事、観光の面を含めまして、どのような連携をとっていただけるか。具体的なものがあれば具体的なほうがいいんですが。どのような形で連携をとっていただけるか、お答え願えないでしょうか、どうぞよろしく申し上げます。

中西議長

北谷参事。

ご質問の内容について、
観桜期の交通対策だけでなく、1年を通じてどのように来訪者に周遊してもらおうか。

これから奈良県と包括協定に基づき、どのような体制で検討していくのか。
どのように県、地域と連携していくか。

当課における検討状況について説明させていただきます。

まず、今年10月に締結しました奈良県との包括協定に基づき、次年度から吉野山地区に町づくり基本構想の策定作業を進めていくこととなります。

基本構想の策定にあたっては、役場内、奈良県関係課だけでなく、吉野山地区の関係団体等も参画していただく予定で、今年度内をめどに調整しているところでございます。

吉野山地区の町づくり基本構想には、当地区の現状、課題を洗い出し、町づくりのコンセプト、地区の将来像を記載し、基本方針、基本となる取り組みを盛り込んでいく予定でございます。

現時点におきましては、観桜期の交通対策だけでなく、来訪者の受け入れに関する環境整備や景観眺望づくり、来訪者を促していくソフト対策、地域住民の生活環境の向上等を柱に、吉野山地区の町づくりについて検討していきたいと考えております。

検討にあたっては、当課だけでなく、産業観光振興課、暮らし環境整備課を中心に、その他関係課と連携をとり、県とも地域デザイン推進課、吉野土木事務所を中心として、南部東部振興課、ならの観光向上課などとも連携していく予定で協議を進めていきたいと思っております。

9月議会においてお示しさせていただきましたとおり、平成30年度には基本構想を策定し、平成31年度からは基本構想の実現に向けて、具体的な事業内容やスケジュール、役割分担などを定める基本計画を策定を予定しております。

この役割分担には、行政内の役割分担だけでなく、地域の各団体、住民の皆様との役割分担も盛り込んでいきたいと考えております。

平成32年度以降につきましても、個別の事業協定に基づき、取り組みを進め

たいと思っております。そのために、吉野山地区の将来像やコンセプト、主な取り組みを盛り込んだ基本構想の策定段階から、広く関係者がかかわった上で、策定事業を進め、具体的な事業実施段階には、地域・県・町が連携、協働して実践していくことを想定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

中西議長

下中議員。

下中議員

ご答弁ありがとうございます。

つきまして、包括協定を進めていく上で、性質上、観光を外して考えるものでは決してございませんので、進めていく上で、各課同士の連携をものすごく期待して、この事業を進めていただきたいなと思っております。観光戦略も含めまして、観光戦略は吉野町全域のことだろうと解釈しております。

今のこの包括協定は、主に吉野山周辺、吉野山というふうなところへんで、すべてが重なる部分ではないのは承知の上でのお話なんです、重なる部分は横串の連携をとっていただきまして、形になるものをより一層いいものに変えていただきたく、お願いを含めましてのご質問をさせていただきました。

まだスタートしたばかりのお話ですので、これから先、僕自身も尽力させていただきますので、どうぞ縦割りの状況で連携がとれていない未来がないように、ぜひ両方とも相乗効果を期待できるような事業にしていきたいなと思っております。

また、引き続きまして、これも委員会のほうで詳しく質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

お時間を取っていただきまして、どうもありがとうございます。

中西議長

続いて、上佳宏議員より出されております

(1) 台風接近時『吉野町地域防災計画』の適正運用について

(2) 台風当日の『吉野町役場』の体制・対応に関して

の一般質問をお願いします。

上議員

2番、上佳宏でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、このたびの台風で被害に遭われました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

私のほうからは、大きく分けて2点ございます。

内容は、こちらにあります地域防災計画。これについてお伺いしたいと思っています。

先ほども参事のお話のなかに、1日総雨量が257ミリというのがございました。私どもの手元の雨量計でも、この21日から23日の3日間の総雨量は350ミリを超えていたと思っております。この22日に台風が一番最接近したわけでございますが、午後4時ごろ、紀伊半島に台風が接近してまいりまして、避難準備情報が発令されたと記憶しております。

その後、吉野町は午後6時ぐらいから雨風ともに激しい状況になり、このなかで外水と呼ばれていますが、大滝ダム、津風呂ダムの最大放水量は幾らぐらいまで伸びたのか。それによって上市水位観測所の最大水位はどうだったのか。そして内水の状況はどうであったのか。そこをどのように把握されて、どのような対応を取られたのか。まずは教えていただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

中西議長

町長。

北岡町長

では、質問にお答えしたいと思います。

まず、台風接近によります気象情報発令時の災害対策本部の設置とか、避難情報の発令につきましては、吉野町地域防災計画で定める各基準に基づいて運用しております。今回も適正な運用が行われたと思っております。

各避難情報の発令につきましては、まず土砂災害にかかる避難情報の目安といたしまして、避難準備情報は奈良県土砂災害防災情報システムの危険度予測図が黄色を示している場合がございます。避難勧告は、土砂災害警戒情報が発令され、予測図がオレンジ色を示している場合がございます。避難指示に関し

ましては、さらにその上に近隣で土砂災害が発生した場合、予測図が赤色を示している場合に出すことにしております。

洪水災害にかかる避難情報の目安といたしましては、避難準備情報は吉野川上市水位観測所の水位が氾濫注意水位の 5.4 メートルに達した場合、大滝ダムが毎秒 1,200 トンを超える放流を開始する場合に出しております。避難勧告は、吉野川上市水位観測所の水位が避難判断水位の 5.5 メートルに達した場合、大滝ダムが毎秒 1,800 トンを超える放流を開始する場合、また津風呂ダムが毎秒 100 トンを超える放流を開始する場合に出しております。避難指示は、避難勧告による避難が十分でなく、再度避難を促す必要があるときに出しております。

10 月 22 日の場合でございますが、明るい間に避難していただくように、16 時に町内全域に避難準備情報を発令し、並びに高齢者等避難指示を出し、各地区区長会長を通じて、町内の区長、自治会長、町内会長に避難所開設についての協力をお願いいたしました。避難者数は、檜井地区で 20 名、他の地区で 44 名、14 カ所の避難所又は個人宅でございました。

台風 21 号の接近に伴うダムの放流量は、大滝ダムで最大放流量が 1,164 トン、津風呂ダムで 123 トンでございました。ちなみに、大滝ダムの最大放流量は 10 月 22 日の 22 時でございます。津風呂ダムに関しましては、10 月 23 日の 1 時でございました。

以上でございます。

中西議長

上議員。

上 議 員

ありがとうございます。

今のお話のなかで、大変わかりやすかったんですけども、私どもは避難勧告と避難準備情報のそのところで、例えば大滝ダムが最大で 1,164 トン/秒出されるというのが放送を聞いていますと、幾らから幾らとか、大体何トンというふうな話で放送されたと思います。リアルタイムにその量というのは、なかなかわかることができません。それがまた放水されてしまっても、また避難にはしばらく時間がかかるというふうに考えております。

今回の台風では、雨風ともに、特に雨が非常に強かった台風であるというふうに理解しています。上陸前、当然この台風が発生したときから、非常に大型であるので、注意をするというふうなお話でございました。であるとすれば、近隣の市町村なんかでも、避難勧告というのは早期に出されておるのかなというのを私どもの感想でございます。

当然ながら、同じように規定が定められておられるということは、重々承知しておりますが、今回のように被害が後から大きくなってしまっているという現実も踏まえれば、早期に避難勧告を出されるべきではなかったかと、私は考えております。こういった基準は、一定の基準が本当大切であるということは、重々理解しておりますが、臨機応変な安全のための対応というのは、なるべく早期に出していただきたいというお願いを申しあげます。

あと続きまして、同じこの台風に関する被害に対する件に関しまして、当日 21 号の接近したときの吉野町役場の体制、対応について、どのようにとられていたか、教えていただきたいというふうに思います。

中西議長

町長。

北岡町長

自席からで失礼いたします。

台風当日の吉野町役場の体制、対応についてでございます。

10 月 22 日は、ご存じのとおり衆議院議員総選挙の投開票日と台風接近が重なりました。これは吉野町に限らず、どの自治体もその対応に苦慮していたところでございます。選挙の投票事務は、自治体のほとんどの職員が選挙の投票事務に従事しており、吉野町の場合も投票事務に 104 名が従事しておりました。

そういうふうな状況のなかで、台風接近に伴う警戒態勢をとる必要がありましたので、投票事務が終了する 20 時までは、まず 14 時に町長、副町長、教育長と総務課ほか職員 14 名による災害警戒本部、16 時から災害対策本部の体制をとりました。

投票終了後、開票事務に従事する予定であった職員のなかで、暮らし環境整備課の職員を中心に 10 名の職員を増員し、災害対応に当たりました。

開票事務が終了いたしました 22 時 40 分以降は、直ちに本来の災害対策本部の警戒配備体制 79 名をとり、災害警戒に当たりました。

時間的に時系列で申しあげますと、

10 月 22 日 21 時 49 分 大雨警報発令がされております。

10 月 22 日 12 時 10 分 吉野町消防団全分団詰所待機。

10 月 22 日 12 時 36 分 洪水暴風警報発令。

12 時 55 分 土砂災害警戒情報発令。

14 時 災害警戒本部設置。

16 時 災害対策本部に移行。町内全域に避難準備情報を発令。

20 時 10 分 災害対応職員増員。

22 時 40 分 警戒配備体制。これが先ほど申しました町長、副町長、教育長、職員 79 名の体制でございます。

日が変わりまして、

10 月 23 日 5 時 51 分 暴風警報解除。

6 時 49 分 洪水警報解除。

18 時 25 分 土砂災害警戒情報解除でございます。

また、参考までに 10 月 29 日の台風 22 号接近の際は、気象警報は発令されませんでした。台風 21 号によって大きな災害が発生していたこと、また土壌雨量指数の高かったことなどから、早目の対応と警戒のため、吉野町災害警戒本部の初動配備体制 40 名をとりました。

以上でございます。

中西議長

上委員。

上委員

ありがとうございます。

22 日当日でございます。私も午後 2 時過ぎに、暮らし環境整備課のほうに直接伺いました。その前後、電話を何度もさせていただいたんですが、担当課のほうは電気はついておりましたが、出入口は施錠されており、中には誰もいらっしやらない状況でした。これでは十分に対応されている、全員が外に出られ

ているのかもしれませんが、電話対応できるような環境ではなかったということをもまず一つ指摘させていただきます。

そして、台風 21 号。22 日の午後 9 時ごろのことでございます。檜井地区の皆様が避難所へ行かれて、吉野町役場のほうに毛布などの物資をいただけないかというご連絡をしたそうでございます。そのときに吉野町側の対応は、毛布を取りに来てくださいというお話でしたというふうに伺っています。檜井地区の代表のかたが吉野町の入り口まで毛布を取りに来てられたというような対応です。

また、非常に残念なのですが、乾パンを支給されたというようなお話ですが、乾パンの期限が切れていたと、そういったこともお話を伺っております。

災害時、避難所で皆様は非常に感謝されておられましたけれども、余りにもこういった対応がお粗末でないかと私は感じています。

今後、この防災計画に基づく対応というのは、きめ細やかな対応とできるように、なお一層の計画に詳細まで臨機応変な対応も含めましても、対応を柔軟にしていだけるような計画にしていだけたらと思います。

ありがとうございました。

中西議長

奥出参事。

奥 出

質問ありがとうございます。

総務参事

今、ご指摘の避難所の毛布、それから非常食の件についてでございますけれども、確かに夜の 7 時ごろ、檜井地区の皆さんが避難されました。毛布のお話を本部のほうにいただきました。

そのときに、8 時まで恐れ入りますけれども、お待ちくださいと。8 時になったら持って行かせてもらいますのでという。先ほどの町長の説明にありましてとおり、体制がほとんどばたばたしておりまして、8 時には持って行かせてもらいますということで、区長さんと連絡をとらせていただきましたら、それなら区長、私が取りに行かせてもらいますということで、承諾の上で取りに来ていただいたんです。その後、8 時以降には、もちろん不足分を補給しに行か

せていただきました。

それと、もう1点でございますが、非常食でございますが、その日は吉野町の災害対策本部からは非常食をお持ちしておりません。まだ依頼がございました。それにつきましても、檜井の自治会のほうから、自治会長によりますと、自治会で皆さんがとりあえず非常食要りませんかというふうに聞かせていただいたんですけれども、とりあえずは地元で準備すると、また要るようになったら連絡するので、それまでどうねんかします、ということだったので、お持ちしたということはないんです。

もちろん準備はさせていただいておりました。ただ、最終的には2日間あまりになったんですけれども、地元のほうで対応いただいたというふうに認識しております。

以上でございます。

中西議長

上議員。

上議員

ありがとうございます。

そういうお話であれば、また非常にその行き違いも残念なことで、もう少し配慮していただけて、双方にそういったことがなければよかったです。

当然選挙ということもございましたけれども、場所と時間をなかなか選べないものでもございますので、これから双方、もう少しお話がスムーズにできるような体制があればいいんですが。

こういった災害時のことでございますから、できましたら、これは行政側のほうからそこらへんのご配慮はいただけたらなと思っております。

何とぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

中西議長

続いて、野木康司議員より出されております

(1) 後期基本計画の進捗について
の一般質問をお願いします。

野木議員。

野木議員

6番、野木です。

一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今回は、後期基本計画の進捗についてということで質問をいたします。

第4次総合計画。平成28年4月に策定をされました後期基本計画に明記された各施策について、それぞれに示されました目標、指標に向けての進捗状況や途中の検証はどうなっているのかなど、あらためて町長にお聞きをしたいと思います。

総合計画は10年の計画であります。前期と後期とそれぞれ5年間に分割しております。これは社会や経済の情勢の変化に柔軟に対応するためという考えのもとに、あえて分割されたものであります。

前期計画スタートの平成23年と後期計画スタートの28年とでは、吉野町の現状を見たとき、5年間で大きな違いが感じられます。

いろいろな指標データはあると思いますが、高齢化率にも見られるように、23年3月末は37.8%、28年3月末では44.8%と7%上昇をしました。ちなみに、29年9月末では47.4%と、このようになっております。

人口も5年間で1,165人減少をしております。65歳以上の老年人口比率が上昇し、逆に15歳から64歳までの生産年齢人口の比率が下がり、人口推計ではごく近いうちに半分半分の比率になると予想をされております。それ以降は逆転して、老年人口の比率が徐々に上昇しています。

一般的には、生産年齢人口の対象者と老年人口の対象者とでは、考え方、生き方に大きな違いがあります。

これは退職等による生活環境の大きな変化、また若い人の流出による核家族化、さらには寿命が延びたことなどにより、それぞれが持つ価値観に大きな違いがあります。さまざまな価値観を持つ人々を、いかに意欲を持って、地域のために貢献、活躍できる場所、機会をつくれるか。これは吉野町が取り組むすべての施策に共通する大きな課題であろうかと思っております。

それでは、質問に移ります。

まとめて質問をいたしますので、順番にお答えをいただきたいと思います。

まず1点目、安全で快適な道路、河川の整備であります。

町民の皆さんの生活道路については、安全に安心して利用できるよう、安全点検、維持管理を確実に実施しなければなりません。また、橋梁についても同じことが言えます。

過日の台風21号、22号の襲来により、被害を受けた道路は50カ所余り、林道も19カ所の被害を受けております。産業や社会生活の基盤となる道路インフラ整備について、今後どのような検討をされているのか。また、町橋190橋の橋梁調査率や、長寿命化修繕計画の進捗状況はどうなっているのか。

河川においても、山の近い小さな河川においては、近年急速に堆積土砂が増加し、河床が上がり、増水時の災害危険度が増している状況があちこちで見受けられます。この対策もどのように考えておられるのか。町長にお尋ねをいたします。

2点目、安全で快適な居住環境の整備であります。

人口減少がとまらない吉野町にとって、定住人口の増加を促進する施策は最優先の課題であります。

一般住宅では、今年11月までに耐震診断33件あったものの、耐震改修はゼロ件という実態であります。建物も古いし、お金もかかるし、この先住む人もいないしといった現実を前にして、耐震による家屋の倒壊防止策が進まないということかと思えます。今後、耐震診断改修にどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

町営住宅の耐震については、調査済み、また調査診断の計画あり等々、進んでいるようでございます。老朽化が進んだ施設については、改修、取壊しが必要なところもあります。今後どのように整備をし、受け入れ態勢を続けていくのか、お尋ねをします。

公営住宅法の制限を受けない定住促進住宅が河原屋に戸建て10戸が建設され、続いて飯貝地区に戸建て2戸、集合住宅4戸分の住宅が建設をされます。

吉野町には、多様なニーズに対応した、快適な住環境の整備がまだまだ必要であると思えます。今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

3点目、地域特性を生かした土地利用の推進であります。

昨年12月議会の一般質問で、15年前と同じ土地利用の図面が総合計画に書かれている。早急に、今の現状と予想される将来の姿を反映した土地利用計画を作っていただきたいと質問をいたしました。その後の土地利用計画の策定に向けての進捗状況をお聞かせください。

高齢化が進み、後継者がいない現状での遊休農地、耕作放棄地や空き地の増加は深刻であります。これらの利活用促進には、規制緩和なしには前に進みません。市街化調整区域における規制緩和の方策の検討はどうなっているのでしょうか。

あわせて、私が何回も一般質問しました市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについては、もう忘れられたのでしょうか。お答えをください。

6月議会で農業施策について質問をいたしました。

昨年12月議会の、町長の答弁のなかで、農地バンクのような制度はぜひ早急につくりたい。これを受けて、6月にみどりの村の現状を挙げて、貸し農園、市民農園の質問をいたしました。その後何らかの制度の検討は進んでいるのでしょうか。

先日、農地が子や孫に相続されたことにより、その農地の所有者となった人の半数が町外に住んでいるとの現状を聞きました。そのため、吉野町に農地を持っているという意識が薄れ、どこに自分が相続した農地があるのかも知らない人もいると、このようなことを聞きました。まさに、負の遺産と認識している現実があるようであります。遊休農地の利用促進するための支援はできないのでしょうか。町長にお尋ねをいたします。

以上、11項目まとめて質問いたしました。順番にお答えをお願いします。

中西議長

町長、答弁願います。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

11項目まとめてご質問にお答えしたいと思います。

まず、大きな項目で、安全で快適な道路、河川の整備ということで3項目の

お話がございました。

災害復旧に関しましては、ちょっと先ほどから話がございましたので、具体的な話は置いておきまして、今後の復旧につきまして、国の災害復旧事業の採択要件に基づく補助事業での復旧工事と、町単独の災害復旧工事で、早期復旧を進めていきたいと思っております。

林道におきましても、林道災害復旧事業、単独災害復旧事業により、優先する路線から整備したいと思っております。

河川整備についてでございますが、今回の被害箇所は 42 カ所でございますが、道路災害と同様に、国の復旧事業で採択を受け、進めていきたいと。ただし、小規模な被害箇所につきましては、件数も多く、地元地区と調整しながら、計画的に進めていきたいと思っております。

また、河川の堆積土砂等につきましては、町全体に及んでおり、増水の危険度の高い箇所から優先して対応していきたいと思っております。

一番大きな項目でございますが、道路インフラ整備につきましてでございます。

道路等ございまして、町橋 190 橋の橋梁調査率や、長寿命化修繕計画の進捗状況についてお話しさせていただきます。

国の施策を受けまして、平成 22 年度より橋梁点検を実施いたしました。全体 190 橋のうち、平成 23 年度末で 67 橋（全体の 35%）の橋梁点検を実施し、平成 24 年に奈良モデルの垂直補完で計画策定を行ったところでございますが、実は平成 26 年度に道路法の改正がございました。5年に一度の定期点検と平成 30 年度までの全橋点検と道路点検が義務づけられております。

このことから、平成 27 年から平成 29 年度点検状況は 123 橋（全体の 65%）となり、残り 67 橋を含む見直し点検を平成 30 年度で実施予定でございます。奈良県道路インフラ維持管理協議会で協議をしております。

また、法改正時に道路の重要構造物（トンネル・橋梁・大型構造物）についても、平成 30 年度までは点検を進めております。

今後は点検完了に基づき、以前の計画策定の見直し並びに補修計画策定を行い、適切な補修工事を実施し、保全に努めてまいります。

これは非常に無理な注文でございまして、5年間で全部しろと。また次の5年で、また全部しろというのは無理な注文でございまして、これは国のかたも、しなくていいやつはカットできるようなことを考えなきゃいけないな、と話はされておりました。

続きまして、大きな項目で、安全で快適な居住環境の整備でございます。

今後の耐震診断改修につきましてでございますが、一般住宅の耐震診断の受診件数が増加しない原因として、耐震診断後の改修費が実費になるということが考えられます。今後は、さらに耐震化に関する啓発活動を積極的に実施する。また、改修という切り口では、住宅リフォーム助成事業を実施してまいりました。このような助成事業も視野に入れ、耐震改修の一部費用に充てていただきたいと思っております。平成29年11月末までの実績は133件となっております。

今後も現状を踏まえ、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めたいと思っております。

町営住宅耐震につきましてです。

現在、管理しております町営住宅の戸数は、準耐火住宅16棟49戸、中高層住宅7棟146戸、計23棟195戸の町営住宅管理をしております。昨年度までに老朽化した住宅の用途廃止を行った住戸におきましては35戸。河原屋が15、左室が20でございます。

また、入居の募集状況におきましては、4月から11月までに入居募集をいたしました件数は、中高層住宅20戸。応募件数9件、入居決定数9件、うち3件辞退という状況でございます。

こうした状況のなかで、現在管理をしております準耐火住宅におきましては、既に耐用年限を経過した住居等もあり、募集は行っておりませんが、現在入居している方もおられますので、住居の安全を確認しながら、適正な維持管理に努めていきたいと思っております。

また、中高層住宅におきましては、平成25年に町営住宅長寿命化計画策定により、平成26年度より順次計画に基づき、整備、改修を進めているところでございます。引き続き入居希望者に配慮した受け入れ態勢を整えていきたいと思っております。

続きまして、定住促進住宅でございます。

これまで平成 27 年度で河原屋地内で 10 戸、平成 29 年度で飯貝地内に 6 戸を現在建築中でございます。吉野材を利用した定住促進住宅で、子育て世帯向け住宅として定住化を促進しております。今後も継続して、環境に恵まれた用地の確保に努めたいと思っております。

また、増加傾向にある空き家対策に取り組まなければならないとも考えておりまして、地元自治協議会、自治会等と調整し、利活用できる空き家を整理し、吉野材を使って改修等を行い、定住促進につなげる協働体制を図りながら進めていきたいと思っております。

続きまして、大きな項目の地域特性を生かした土地利用の推進でございます。

土地利用計画の策定に向けての進捗状況でございます。

何度もいろいろなご質問をいただきました。そのたびに一応の報告はしておりますわけですが、あらためて報告させていただきます。

平成 27 年 4 月に策定いたしました吉野町土地利用構想図を、第 4 次吉野町総合計画後期基本計画で町の将来像の実現に向けて、土地の適正な利用を進めていくために、土地利用に関する基本的な考え方を定めております。現在、各地域の実情、課題を把握している自治協議会等と連携し、土地の有効活用について進めたいと思います。

例えば、自治協議会が立ち上がってくるなかで、地域の地図を広げて、どのような将来像を描いて、地域のコンセプトを決めて、町づくりの構想や計画をともに立てていくことにもなろうかと思えます。

そのなかで、

- ・空き家や空き地を活用し、移住やUターンを進めるのか。
- ・住民同士が交流する場所にするのか。
- ・観光拠点にするのか。

それぞれの地域特性に応じた土地利用について、検討を進めることができると思っております。

また、それが奈良県の町づくりの方針と合致するようであれば、吉野山地区と同様に、県と協定を結んで進めていくこともできる可能性もあり、そうなれ

ば県のご支援をいただいて、地域の基本構想、基本計画を策定することも可能になってまいります。

いずれにいたしましても、町全体としての土地利用計画については、それら地域ごとの特性を把握し、地域ごとに考えられる町づくりの方向性を集約した形のものになり、その形が一番実用性のある計画になるかと思っております。

今、自治協議会のなかでといたしますか、自分たちの地域は自分たちで考えていこうというふうな動きで、自治協議会の設立と、そういう動きで行政を進めております。

したがって、全体の土地利用というのは、各地域の持ち寄った形、それが一番望ましい。各地域で自分たちの地域のビジョンを具体的に描いていただいて、それを調整する。うまく合致すれば、県や国との施策と合わせると。そういう形が望ましいと思っております、皆さんがたの活発な行動を期待するところでございます。

続きまして、貸し農園、市民農園の検討状況についてでございます。

貸し農園、市民農園の設置につきましては、吉野町が特定農地貸付法に基づき開設していくことで、みどりの村の遊休農地の調査等を実施し、80 から 100 平方メートル程度の区画を 10 区画以上確保ができる町道沿いの畑をお借りすることから、検討させていただいたところであります。

まず、みどりの村の土質状況を見てみますと、葉菜類や根菜類がすぐに耕作できる土壌ではなく、耕作できる土地に置きかえる必要があります。耕作に必要なかんがい用水におきましては、既に引き込み管もありますが、何区画かにかんがい用水の設置や鳥獣被害防止柵の高さの追加設置等、ハード面においての整備を進めていかなければならない状況でございます。

また、農園の運営管理だけでなく、栽培に関する指導員を設置し、農園内で見回りや指導などを行う体制の整備なども必要でありますので、引き続き事業展開に向けての検討をさせていただきたいと思っております。近隣でも、曾爾村のように進めておられるところもございますので、そんなところも参考にしながら、進めていくという準備を整えたいと思っております。

続きまして、遊休農地の利用促進の支援でございます。

遊休農地利用の促進に向けては、現在本町から、なら担い手・農地サポートセンターに、平成 26 年度から 11 名のかたから 38 筆、2 万 419 平方メートルの登録がされております。そのうち契約が成立した件数が 6 筆と、なかなか借り手がない状況ではありますが、引き続きなら担い手・農地サポートセンターや本年度改正されました農業委員会組織と連携して、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消の推進に努めていきたいと思っております。

町単独で農地バンクという話もございましたけれども、今、奈良県でなら担い手・農地サポートセンターで続けておりましたが、そちらのほうを活用していきたいなとも思っております。

また、本町の農業委員会におきましては、比較的鳥獣害に強いと言われておりますニンニクの試験栽培が平成 21 年から 23 年にかけて、吉野の気候に合った品種の選定、定植時期や収穫時期の検討、乾燥方法や保存方法など、奈良県や奈良県農協の協力を得ながら、遊休農地を利用して西谷地区並びに平尾・御園地区で行われていた経緯がございます。

この取り組みから既に 6 年が経過しておりますが、あらためてこのような取り組みや新たな取り組みに対する支援策を講じていくための予算づけができるように検討させていただきます。

以上でございます。

中西議長

野木議員。

野木議員

今回 11 項目というちょっと総括的な質問、あるいは町長の回答をいただいたわけです。担当の職員が考えていただいた模範解答であったのかなと。

個々につきましては、町長のいろいろな意見をもうちょっと聞くために、また次の機会に個別に質問をさせていただきたいなど、このように思います。

3 年後、平成 32 年度はこの計画の成果を見るときであります。どの施策につきましても、人口減少、あるいはまた少子高齢化という大きな課題を乗り越えるために、待ったなしで進まなければならないのではないかと思います。

町長は確か、9月議会で今後の重点施策といたしまして、小中一貫教育の推進、また関西ワールドマスタースゲームズの推進、そして吉野山地区まちづくり基本構想の策定と、これら3つの目標を達成するために、しっかりと取り組んでいきたいという、こういう発言があったように思います。

今、私が質問いたしましたそれぞれ各施策につきましても、後期基本計画に書かれた、掲げられた重要な課題であります。目標の達成に向けて、より強い姿勢で取り組んでいただきたいと、このように思います。

年末も近づき、30年度の予算編成の時期になりました。選択と集中、この姿勢を基本に、第4次総合計画後期基本計画の着実な推進と実現に期待いたしまして、質問を終わります。

中西議長

それでは、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時からをよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後1時00分)

中西議長

再開いたします。

続いて、藪坂眞佐議員より出されております

(1) 大規模災害とどう向き合うか

(2) 子育て支援の充実を

の一般質問をお願いいたします。

藪坂議員。

藪坂議員

8番、藪坂です。

大きく2点質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大規模災害とどう向き合うか、町長さんにお尋ねをします。

今回の台風21号22号による大規模災害、あるいは多数の小規模な災害に関しましては、先ほど来、詳しくご説明がありました。全体的な感想と教訓につ

いて、まず町長さんにお尋ねをします。

よろしく申し上げます。

中西議長

町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

細かい部分につきましては、先ほども申しあげましたので、私がどう感じているかというところだけ話させていただきたいと思います。

今回は一言で申しますと、幾らやってもやり足りないんだなという思いと、ちょっと油断したのかなという部分がございます。

いろいろ災害にどう対策をするかということで、私は就任以来、区長会も含めて、そればかりやってきたような印象であるんですが、まず自主防災組織を立ち上げ、いろいろな研修会を含め、見学会なり、いろいろなことをやらせていただきました。最近はまだそれだけでは足りずに、地区の防災計画を立てようと、二、三動いております。

また、もっと人もちゃんとつくらなきゃいけないということで、防災士も町内につくり、また去年は公募もし、また今年度もつくろうということで、多分防災士密度で言うと、日本一じゃないかというぐらいの防災士さんの数をつくっていこうというような動きもしているなかで、このような災害がございました。

また、櫛井の災害におきまして、これも早くから察知しておりまして、県に申し述べ、計画を前倒しして取りかかっていたいただいて、センサーもつけていただき、6月に堰堤ができ上がったというところで、安心してしまったのかなという部分がございます。

センサーもその後、県がどうしましょうかと。もう、置いといてください、うちで管理しますからということで、センサーもつけて、その数字も出ていたようでございますけれども、まあ堰堤できてるんだから、という感覚があったのかなと思って、あらためて幾ら対策をとっても油断することなく、きちんと対応しなければならない、身を引き締めなきゃならないなと思っています。

幸い人命には支障もございませんでしたので、その点だけは安心しておりますけれども、本当にあらためて身を引き締める思いでございます。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

本当におっしゃるとおり、幾らやってもやり足りないのが災害対策かなというふうに私自身も実感をしております。

先ほど、どなたかの議員さんの質問のなかに、大滝ダムの最大放流量の話が出ておりました。従来、最大放流量 1,200 トンという放送がありましても、それはマックスで、あくまで 1,200 トンは出るということはないけれどもという、そういう形で多くとも 1,100 トン台が最高でした。

でも、今回は先ほどのお話では、1,164 トンというふうにおっしゃったんですけれども、国交省の大滝ダムリアルタイム放水量のあの記録をずっと 10 分おきに出ますけれども、見ていましたら、1,330 何トンというマックスが出されておりました。だから、先ほどのお話は午後 10 時でしたけれども、時間がずれているのかなとは思います。

ただ、避難指示が出るまで、大滝ダムは 1,800 トンという数字を先ほど聞かせてもらって、びっくりしたんです。といいますのも、1,100 トンぐらいでもう既に 6. 何メートルという危険水位を超えている。非常に大きな災害につながるような、1,800 トンだったら一体どうなるのだろうという不安を感じたのもう一つは、津風呂ダムも従来ないほどの放流量でしたし、ほかの支川からの流入量も非常に大きかったと思います。ですから、想定外の状態に近い状況が今回起こった。

それでも私たち団塊の世代から上の人間には、あれば想定内なんです。

といいますのも、ゲストハウスが浸かりました。あのときに地元の人たちの事前説明会で、「伊勢湾台風のときにはあそこは浸かった地域やから危ない。絶対に浸かる。」ということを申しあげたんですけれども、今の滝ダム管理してくれていることとか、降水量の云々のデータから見たら、あそこが浸かるということはないだろうという前提であれが建てられました。

でも、実際にはタンクも浸かり、だから浄化槽が使えなくなっているという現実とか、それを復旧するために、また補正を組まなければならないというふうな悲惨な実態が起きております。

ですから、もう少し災害に対する懸念のレベルを上げないとあかんの違うか。従来どおりのレベルで考えている状況には、今の気候状況はないのではないかというふうに思います。ですから、このあたりでは、ぜひ災害のレベル、感じ方、取り組み方を引き上げてほしいと思うんですが。

その点は町長さん、いかがでしょうか。

中西議長

町長。

北岡町長

細かいことを言いますと、まあいろいろあるんですけども、災害に対する危険、そのレベルを上げなきゃならないというのは、それは全く同感でございます。

ただ、ひと言だけ言わせていただきますと、吉野杉の家は基本的に浸かってないんです。あれは回ってきた水が裏から入ってきたので、川の流れに対応する対応が悪かったかなと思っていますが、どちらもどっちの話でございますので、基本的には対策の考え方のレベルは上げなきゃならないとは思っております。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

ぜひ上げてほしい。5年前の風水害のときの、どこまで水が来たかというマーキングを、飯貝のところでしてくれてあります。そのマーキングとほぼ同じ位置が今回でした。ですから、それは5年前ですから、伊勢湾台風はもっと高かったわけです。ですから、それも考慮に入れていただかないことには、とてもじゃないけれども、川の急な増水には対応できないというのが現実ではないかなというふうに思います。

それから、もう一つ追加でちょっと申しわけないんですけども、これは参

事さんにお聞きしたほうがいいのかと思うんですが。

消防団の皆さんがあっちこっちで随分奮闘してくださいました。ですから、消防団が見回ってくれている、待機してくれているということで、本当に皆さんが安心できるという状況にあったので、それは町民の多くの皆さんたちが感謝をしておるところです。

ところがそのなかで、幾つか出されているお声があったんですけども、消防団の皆さんたちが土のうを積む。例えば、わかばこども園、水があふれそうに危険やというときに、区長さんのゴーサインが出ないと、消防団の人は動けないんですよ。区長さんが現場を見に行ける状況、ちょうど選挙の開票の最中でしたから、見に行ける状況じゃなくて、非常にピンチになっておられた。

そのへんで、消防団の皆さんたちが危険を察知して、自主的に土のうを積むという、そういう場合もあり得るんじゃないかと思うんですけども。

そのへん参事さん、消防団の規則や、あるいは条例、どうなっているのか、詳しくわからずにお尋ねしているんですけども、そのへんはいかがですか。

中西議長

奥出参事。

奥 出

質問ありがとうございます。

総務参事

今回の災害の場合、先ほど説明させていただきましたとおり、12時10分から吉野町の消防団の全分団が詰所待機いただきました。それよりも前に、町の消防団長のほうは、役場の総務課のほうに来ていただいたところがございます。

今、ご質問にありました消防団の活動についてでございますが、地元自治会と、それから消防団長をはじめ、消防団幹部と御相談いただいて、出動していただくかどうかというのを決めていただくということになります。

今回の場合、もちろん中竜の目の前の詰所のほうで、消防団員は待機しておりましたけれども、そのへんの連絡体制というのがどのようになっていたかという細かいところまでは、まだちょっと確認できておりませんが、一応の決まりとしまして、申し合わせとしまして、消防団長と各地区における副団長、それから地元の自治会と協議して、出動させていただくという段取りになって

おります。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

私自身が何を言いたいかといいますと、それぞれが待機していただき、土のうも用意してあって、動ける体制になっている。ところがなかなか連絡がつかない場合、消防団の皆さんたちが、明るいうちに、危険でないうちに土のうを積んでおこうとって積んだ場合も、後追いで承認してもらえるような、そういう状況状況によってはフレキシブルな対応が可能で、万一そのときけがをされても補償が出るような、そういう流動的な、本当に町民の皆さんのために動いてくださる消防団を支えるというふうな、そういう取り組みができないんだらうか。

つまり若干の緩和をする。そして、消防団の皆さんたちが危険になる前に、これ以上頑張っても危険だから、引き揚げざるを得ないというふうな状況になる前に、安全対策をとれるような状況が生み出せないだらうかという質問とお願いなんですけれども。町長さん、いかがですか。

中西議長

町長。

北岡町長

今の、協議して話を進めるというのは、そんな軍隊のような厳しいものじゃなくて、それぞれがその場で判断していると私は思っております。後追いで決めなきゃ、オーケーしないと補償できないとか、そういう問題じゃなくて分団長の範囲内で考えていただいているんじゃないかなと推測しております。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

それがすべて何でもしてもいいですということではなく、本当に今、町長さんがおっしゃってくださったように、緊急の場合にはそういう事態もあり得るという、災害のレベルを引き上げた取り組みが、今後進展しますようによろし

くお願いします。

それから、参事さんにお尋ねします。

激甚災害の指定を受けた農業分野をはじめ、今後も早急な復旧対策が求められております。見通しとタイムスケジュールにつきましては、先ほど下中議員さんのほうで詳しくお尋ねくださったので、省きます。

この激甚災害に関しましては、先ほどの参事の説明で、国庫補助事業活用していくという道路が9とか、河川が15とかという24カ所等々が激甚災害指定に当てはまるというふうに理解したらいいのかなと思うんですけども、そのへんでの負担割合等はどうなるのか、教えてください。

中西議長

奥田参事。

奥田暮らし

ありがとうございます。

環境参事

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

国補助事業におきますところの先ほどご説明させていただきました件数、これにつきましては、そのなかでの農地農業用施設の8件の申請でございます。これだけを申しあげますと、この農地農業施設災害の分につきましては、通常の補助率にかき上げされていくわけでございます。激甚指定を受けることによりまして、かき上げがされるということになります。その上で、額が決まりました段階で補助残の2分の1が受益者負担となるわけでございます。

ですから、例えば100万円の工事費に対しまして90%の補助が受けられると。残りは10%、金額で申しあげますと10万円となるわけでございます。その2分の1が受益者負担、2分の1は町の負担と、このようになるわけでございます。

それ以外の部分の先ほど挙げさせていただいた部分につきましては、土木のほうの公共土木施設災害復旧事業。こういった部分につきましては、当然管理者は町でございますので、町が負担していくということになります。林道につきましても、同じことが言えるわけでございます。

公共事業のほうの災害の場合ですと、基本的には3分の2が国となります。

率で言いますと 66.7%に当たります。それ以外の部分につきましては、いわゆる地方債で対応するわけでございます。そのうちの起債の充当率は 100%。それで交付税のほうの措置分がそのうち 95%を占めます。具体で申し上げますと、国の補助金が 66.7、そこに交付税が加わりまして、98.3%が国のほうから交付税を通して対応していただけます。地方の負担率につきましては 1.7%になります。これが公共土木施設災害復旧事業でございます。

農林、あるいは農林のなかの農地農業用施設については、ちょっと異なるわけですが、そういった形で対応させていただきます。

以上でございます。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

農地に関しましては、泥が入ったとか、本当に悲惨な状況のお宅も何軒か出ております。ですから、こういう形で受益者負担がなるべく低くて農地が復興できすように。でないと、緑豊かな、それこそ耕作放棄地でなく、農業者が元気が出るような、そういう吉野町復旧のために、ぜひ奮闘していただきたいなというふうに思います。

それから、続きまして、参事さんにお尋ねします。

避難情報や危険地域情報、吉野杉の家も含んで、今回は宿泊のかたがおられなかったからよかったけれども、実際には玄関先とかは泥がいっぱい入ったという状況で、屋内の泥をかき出している状況も私も見させていただきましたけれども、非常に大変な状況でした。このあたりの危険地域の情報をどう出すのか。

あるいは例えば外国のお客さんたちがお泊まりの場合、吉野杉にかかわらず、吉野山の旅館も含めて、そういう避難情報や危険地域情報、地元の人たちに含めても、もう少し徹底した形で出すにはどうしたらいいのか。CVYを見ておりましてもなかなか出てきませんので、具体的なそういうのを知りたいというのが結構大雨の期間中にも聞かれました。

また、今、避難継続中のかたもおられて、一部地域は避難情報が出たままに

なっていると思うんですけども。これに関しましての見通しなんかも教えてもらったらと思います。

お願いします。

中西議長

奥出参事。

奥出
総務参事

今回、先ほどもありましたように、16時に町内全域に避難準備情報、高齢者等避難開始を発令させていただいたところでございます。

ちょっと後半のほうの答えが先になるんですけども、現在のところは対象地区を中荘地区から中荘の長崎地区10世帯23名を対象に、まだ現在避難準備情報継続中でございます。

これにつきましては、現地の土砂が撤去され、また防護柵や土のうなどの設置が完了し、安全が確保された時点で解除をしていきたいなというふうに考えております。現在のところ、今月中旬までには全部終わるように聞いておりますので、そのタイミングをもって解除になろうかと思っております。

また、先の質問でございますが、吉野杉の家にかかわりませず、宿泊所ももちろんなんですけれども、例えば吉野杉の家ですと、事前に情報を吉野杉の家の指定管理者と交わしまして、そのときに宿泊のかたはみんなキャンセルいただいて、帰っていただくと、事前にそういう措置をとっていただいております。

ほかの宿泊所に特定するわけではございませんけれども、各地区単位でそういう避難情報を流していくというところでございます。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

わかりました。

では、基本的にはそれぞれの地区に、危険に応じて流していただくということで理解したらいいですね。

ということで、それはそれぞれ今後、どんな形で情報を流していくのが一番いいのか。特に夜遅くなってきた、雨がすごくなってきたら皆さんがすごく不

安で、そういうこともあって、そういう条件のなかでは避難するのは危険だから、そのへんもあるので、本当に早目、早目の避難を呼びかけるということが必要になってくるかなと思うんです。

そのなかで、今回ハザードマップの件がありますけれども、実際に吉野町の場合には、この洪水、土砂災害のハザードマップ、作ってくださって、配ってくださった。本当にこのなかの土砂の崩れていくであろうという地域が、今回大きな災害につながっている場所とぴったり一致している。つまりハザードマップをもっと有効活用していくことで、事前の対策がなされるのではないかなというふうに考えております。

ですから、まず1点目はまだハザードマップのできていないところ、イエローゾーン、あるいはレッドゾーンまで至っていない地域のこれからどう進めていくのかということが1点と。

もう1点は、後ほどのもかかわるんですけれども、避難場所の確保。これが非常に困難な地域があります。

例えば、私はもっと役場や周辺が危険だと思っていたら、役場や公民館はイエローゾーンのなかではあるけれども、土砂崩れの危険地域には入っていないんです。逆に、その川向かいの飯貝なんかは、広大な地域が土砂崩れのなかに入ってしまったっていて、逃げる場所がない。避難所がまずその土砂崩れのなかで入ってしまう。こういう状況です。

しかも残念なことに、土砂崩れのもとになるであろうという山をお持ちのかたたちが、自分のところの山が崩れるというふうには思っておられない場合も結構あって、せっかくハザードマップを配っていただいているのに、それが生きていないという、直接必要とする人たちに、必要な情報が届いていないということがあります。

このあたりでは、ハザードマップの活用。今後もっともっと皆さんのものにするために、また避難所をどうしていくかを考えていく上でも、大事になってこようかと思うんですけれども。ハザードマップについてお願いします。

中西議長

奥出参事。

奥 出
総務参事

ハザードマップ、今、議員手元にお持ちのやつを今年度当初に配布させていただいたところですが、ハザードマップにつきましては、地域住民の方々が地域の防災対策を見直す際の指標として、あるいは参考資料として位置づけていただきたいと思います。

現在、既に昨年度から各地区の防災計画の策定を進めておりますが、その各地域の自治会単位で、細かな各大字ごとのハザードマップを作成していただいております。

町の担当者も、もちろんその際に助言、指導等をさせていただいておるところでございますけれども、地域の方々が防災について話し合うきっかけとして、まず活用いただきたいなというふうに考えております。

それから、避難場所についてのお話がありました。

避難場所の確保が困難な地域や、自主防災で対応できない場面というのにつきましても、その地域の近くの町内で避難場所の確保が困難な場合は、近くの広域避難所に避難していただくことになります。

それでもまた避難所が確保できない状況になったときに備えまして、各災害の種類に応じまして、近隣町村とも災害の連携協定を結んでおるところでございます。災害の種類やら規模によりまして、活用いただく避難所というものを考えていただく必要があるのかなというふうに考えます。

以上でございます。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

前回、町長さんに一般質問させてもらったときに、避難所は各地域の皆さんが相談して決めるようにというご回答でした。

さきの吉野町地域防災計画のなかには、町の役割分担実施担当として、指定緊急避難場所の選定及び整備等盛り込まれております。だから、これが変わったのかなと思うんですけれども、実際にはもう逃げ場所がない。

近隣の広域で云々で、吉野小学校というのも挙がっているんですけれども、

ここは水色で、1メートルから2メートル未満の浸水地域となっております。こういう状況だと、吉野町から出やなきゃしようがないな、というのがサロンでみんな集まったときの話し合いでした。

ですから、近隣町村、あるいは他の市との連携も含めて、これから避難場所のあり方も考えていってもらわなあかん時代になってきたのかなというふうに私は思っています。

自主防災組織、立ち上がっているのが90数%ですけれども、実際には余にも災害の規模が大きくて、自主防災でやるべきことはし尽くしている状況が今の吉野町じゃないかと思うんです。

何回も講演会を開いてくださいました。そこで、公民館で何回も私たちが学んだし、あるいは防災士のかたのお話も伺いました。でも、自主防災の力だけでは、何ともしようがないところまで来ていると思うんです。

ですから、そのへんで町長さんにお尋ねしますが、今後のありよう、あるいはまた防災士日本一を目指してとおっしゃってくださった。実際には、例えば「役場の職員さんの3分の1は防災士の資格を取っていますよ」みたいな形の、必要な知識とスキルを持った職員さんの育成及び町民への指導なり支援なり町長さんにお尋ねしたいと思います。

中西議長

町長。

北岡町長

自主防災組織、非常に差があるんですけれども、まだまだずっと必要なんですね。

我々当然、毎年歳はとりますし、状況は変わってくるので、毎年毎年のチェックというのは必ずいるので、自主防災組織というのは、ずっとずっとやり続けなきゃならないな、というふうに私は思っております。

その上で、もっと指導できる。要するに、そのときに判断できる人間がいかにいるかというのが大事な話ですので、これは27年度にまず職員2名が防災士の資格を取得した後、28年度、昨年度には職員14名、地域住民のかた16名という方々に取得していただきました。本年度は職員14名、地域住民のかた12

名が取得する予定でございます、今年度末には職員 30 名、地域住民 28 名の方々が防災士となるというふうな予定で進めております。

資格を取ったから役に立つとはイコールではないかもしれませんが、少しずつの進み方、また自主防災も組織もどんどん新しくなり、考え方も変わる。その状況をいかに把握していくかということも常々考えて、ずっとずっと続けてやり続けることが大事だというふうに私は思っております。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

ぜひ、実現していただきたいというふうに思います。

続きまして、子育て支援の充実をとということで、この間子育て、経済的困難を抱えるお家が増えております。要支援への入学支度金を3月中に出してほしいというのを何度もお願いをしておりますが、4月の入学時にランドセルや制服を揃えられるという、この状況をぜひつくってほしい。制服バンクの実態なども、本当にまだまだ知られていない状況ではないかと思えます。

また、中学生の給食費無料化を何としても実現してほしい。

子供たちは朝、菓子パンかじってくる子たちもいます。1日の栄養を給食で補っている子供たちも結構います。こういう実態から基づいても、給食費の無料化。特に中学生など、お金がたくさん要る。小学校とはけた違いにお金がかかります。その人たちに、何としても給食費無料化実現してほしい。

また、奨学金制度で、例えば突然保護者のかたがお亡くなりになる、事故に遭われる、そういうご家庭では、奨学金制度が急に必要になる。その場合に、今年度も職員さんがいろいろ調べて対応してくださいました。担当が異動になっても、引き続き奨学金制度の窓口、きちっとしたものをつくって、そこへ行ったら相談できるよという状況を生み出してほしい。

今、新聞でも国のローンがありますよというのが広報にも出ていましたけれども、残念ながらこのローンになったら、本当に利息が年 1.41%という高額なものです。だから、マックスで 350 万円以内借りられるといっても、この高利息、どうやって返していくんだらう。不安になります。吉野町の子育て支援の

ためにも、ぜひこのあたりを充実させてほしい。

また、吉野町の高卒後の就学生の奨学金。定住制度としての奨学金ですので、15年間という縛りがかかってしまいます。奨学金を借りへんというお家になぜ借りへんと言ったら、「15年間吉野町に住まんなん。月3万円ずつ借りたら本当に助かるけれども、15年間の縛りがやはりきつい。特に女の子たちは、嫁入りしたらどうなるんやろうとか。」という話をしておりました。

そのあたりも含めて、子育て支援日本一を目指す吉野町について、教育委員会にお尋ねをします。お願いします。

中西議長

教育長。

森 本
教 育 長

自席にて答弁をさせていただきます。

議員のほうから、経済的困難を抱える家庭への支援のことについて、教育委員会としてどうとらえているのか、ということをございますけれども、私のほうはその姿勢につきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

これまでの教育委員会の施策の内容を、少しお話しさせていただきましたら、そのあたりの姿勢がわかっていたいただけるのかなと思いますので、少しお話をさせていただきます。

まず、経済的困難を抱える家庭への支援を、私どもはまずは第一に考えております。

保育料の免除や軽減措置、また給食費の全額補助、あるいは就学援助費の増額等の支援策の拡充にここ数年取り組んでまいりました。

また、子育て家庭全体には通学・通園のバス代の減免や奨学金貸与事業、先ほどお話しいただきました貸与事業、また高等学校等通学費補助と、これは今年度新たに取り入れた事業でございますけれども、そのような新規事業を行いまして、一步一步進めているところでございます。

議員からお話のありました事業につきましては、本当に充実を図っていくために、今後いろいろと研究をしていかなければいけないように考えております。子供たちが、保護者のかたが安心して子育てができるように、より効果的で、

そして充実した支援策を講じてまいりたいというように考えております。

また、幾つか議員のほうからご提言いただきました内容につきましては、芳田次長のほうから答弁をさせていただきます。

中西議長

芳田次長。

芳田
教育次長

要支援家庭への入学補助金を3月中に支給せよということにつきましては、現状では支給の対象として、前年度の町民税所得割の非課税世帯を支給の対象としております。前年度の町民税の非課税の決定が6月となるために、現行制度のなかでは、3月の支給が困難となっております。

しかしながら、入学金の支度金であることから、6月以降の支給となりますと改善の必要があるということについては、議員さんご指摘のとおりだと考えております。早急に支給の要綱の見直しを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、制服バンクについてですが、園・小・中の制服に関しましては、購入について、着がえも含めると高額になってきております。卒業して不要になった制服をリサイクルをいただくという取り組みについては、大変意義のあることであると教育委員会としても考えております。

現状では、吉野幼稚園のほうで、平成27年から育友会でこの活動を実施をしております。他の園・小・中につきましては、卒業時に寄附をいただいた制服について、必要に応じて貸し出し等もしておりますが、こういった制服バンクといったような位置づけはしておりません。

今後、園・学校・保護者にこのような相互扶助の活動をしていただくように、働きかけていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

次に、中学校の給食費の無償化についてですが、学校給食については、経済的な支払が困難である家庭については、就学援助制度から支給もしております。特に準要保護については、今年度より給食費を全額支給をさせていただいております。

現状では、人件費や設備費は公費ですべて賄われている状況にあります。現

状で保護者が負担をしていただいているのは、給食費で言いますと材料費のみということになっております。こういう状況から、財政的な負担も考えると、実施については、今後検討がまだまだ必要であるのではないかと考えております。

次に、奨学金のお知らせ等についてということなのですが、ふるさと吉野定住促進奨学金貸与制度については、5月の広報で周知をしております。また、その他の相談については、学校、教育委員会事務局等で随時行っております。

相談の受付については、個々の希望に沿って、国の制度、県の制度、あるいはそれ以外の制度についても調査を検討して、説明をしております。これは担当者が代わっても、同じような取り扱いを続けていきたいと考えております。

最後に、今、申しあげましたふるさと吉野定住促進奨学金貸与制度について。定住制度ではなく、子育て支援制度として実施を、ということですが、現状この制度について説明をさせていただきますと、大学や専門学校に通う学生を対象に、月額3万円以内を支給しております。卒業後3年以内、町内での定住を開始すれば、奨学金の返済義務を免除するというものでございます。居住しない場合は、当然貸付金でありますので、返済が求められるという状況にあります。

ただし、この制度は、定住と子育て支援制度をミックスしたような制度になっておりまして、その対象の子供たちが学校に通う間、子育て支援としてその間を奨学金として補助しているといったような側面もありますので、定住と子育て支援をミックスした制度として、今のところ実施しておるということでございます。

以上でございます。

中西議長

藪坂議員。

藪坂議員

まだまだお尋ねしたいことはあるんですけども、ありがとうございました。また委員会で詳しくお尋ねをします。ありがとうございました。

中西議長

続いて、中井章太議員より出されております

(1) 命を守る災害に強い町づくりを目指して

(2) 魅力発信拠点施設「吉野杉の家」の現状と可能性について

の一般質問をお願いします。

中井議員。

中井議員

4番、中井でございます。

一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

各議員より台風災害とか、そういう対応に関する質問が出ております。いろいろ防災教育であったり、緊急時の避難場所の確保。また、それに伴うさまざまな政策があるんですけども、吉野町、今の現状において一番大切な命を守るという視点からですね、吉野町の現在森林土壌、国土強靱化なんですけれども、その観点から質問をさせていただきます。

林野率 82.6%、人工林率 80%の吉野町において、命を守るために最も警戒し、対策を講じていかなければならない災害が、台風や豪雨による土砂崩れ、流木災害であります。特に山腹崩壊に伴う流木災害は、人的被害に直結しやすく、大災害につながる危険性を秘めています。

記憶にまだ新しいところでは、今年7月、死者36人の犠牲者を出した九州北部豪雨災害は、まさに山腹崩壊に伴う流木災害で、河川流域に被害が集中しております。

このような被害が各地で発生していることを踏まえ、国土交通省においても都道府県と連携して、土砂・流木による被害の危険性、再度の氾濫発生の危険性、水位把握の必要箇所等について、全国の中小河川で緊急点検を実施し、また林野庁と連携しながら、流木発生の危険性が高い地区、治山施設の緊急調査の実施を行い、危険度の高い地区の森林を対象に、新たな流木防止対策を実施するとしております。

山地災害のリスクが高まるなかで、いかに災害のリスクを軽減し、町民の命を守るか。森林環境税の創設が進むなかで、今まで以上に自治体としての森林

経営、管理のあり方が問われる時代になってくるでしょう。

山や木の恵みを享受し、人々の暮らしを育んできた町として、未来につなぐべく、積極的かつ先進的な対策を講じていくべきであると考えます。

そこで、町長並びに担当参事に森林の管理、保全から、災害を最小限にとどめる体制について、ご質問させていただきます。

先般の台風災害、先ほども担当参事から答弁ありましたように、24時間で257ミリ、228カ所の被害が出ておると。

近年各地で発生している豪雨災害に対応できる森林管理並びに防止対策がどこまでできているのか。

災害リスクの高い地区の森林の現況を把握できているのか。

また、対応していくための森林情報を行政と町民が共有できているのかなど、現時点での森林管理体制と課題についてお答えください。

あわせて、8月に調査をされました山林所有者アンケート。この結果もですね、今後どのような政策に生かしていこうとされているのか。この点につきましては、担当参事からお答えいただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

中西議長

町長。

北岡町長

質問ありがとうございます。

なかなかいい観点といたしますか、吉野町の災害を防止するのに、面積のほとんどを占める森林を管理するのが大事だと、そういうふうな言い方をさせていただくと、非常にやりやすいかなどというふうに思っております。

吉野町の森林は、吉野林業の一角ということで、基本的にはずっと財産とか経営資源的などられ方をされておりました。特に奈良県ではそういう考え方が多くて、何か山に金をつぎ込もうとすると、高いところにまた土を盛るような、そういう批判をされたりとか、そういうことがございました。なかなか難しい。こんな言い方をしたら失礼かもしれませんが、偏見があったのかなと思っておりました。

今、現状日本各地の災害の状況を見たときに、山をいかに管理するのが大事だということをあらためてご指摘いただけてよかったなと思っております。

また、ご指摘のとおり、今、森林環境税がほぼ成立しようとしております。それも今の予定では1人当たり1,000円を補助して、これを各市町村の人工林の面積にあわせて支給いただけるような、そんな形が進められてございますが、あくまでもこれは森林の保全であるというふうに私も理解をしております。

細かいGISの話でありましたり、アンケート結果は、また担当のほうからお話ししますが、そういう意味におきまして、結局山の性格、本質をしっかりと分けて考えなきゃならない。一時、環境林とそういう生産林という形で分ける話とか、あるいは景観上守るところとそうでないところ。

我々もいろいろな取り組みをされていて、日本遺産にさせていただいて、森林の機能とか、森林の今までの値打ちとか、やっていたけれども、これはどこをどう守るべきかとはっきりやらなきゃならないなと思っております。

地域ごとにどこをどう守っていくかという話は、これはまた地域のことのビジョンかもしれませんが、町としていかに数字を把握して、それを皆さん方と共有するかということが大事ななと。

森林簿をきちんと作らなきゃならないわけですが、これも県の取り組み方からして、本当に遅くて大丈夫かなと思っていましてけれども、ドローンを使って、最近急速に進める方法もあるようでございますので、そのへんのところをしっかりと把握してつかんで、我々は誰が持っているか、誰が提供していただけるか、それをどう集約するか。最終的には、町が責任を持って森林を管理するところまでやらなければならないのだと私は思っております。

そういう意味におきまして、早く把握して動いていきたいなと思っております。またいろいろとお教えいただければありがたいです。

あとは担当からお話しします。

中西議長

宮本参事。

宮本産業

ただいまいただいておりますご質問でございます。

ここ数年、本当にゲリラ豪雨というふうな感じで、山地災害が起こっている状況でございます。森林におきましては、本当にこの吉野町におきましては、ぜい弱な地質が多く、さきの台風におきましては、本当に甚大な崩壊が発生したというようなところでございます。

森林におきましては、木材生産機能、又は国土保全機能等の調整を図っていかなければ本当にいけないなというふうなことは、感じているところでございます。

また、町長のお話もございました、大変遅れているところではございますが、森林情報システムGISをまた航空レーザー測量等とあわせて、流域の調査、また遷急線付近の発生対策部分におきましては、今後想定されます崩壊の地形や規模等に関しまして、森林管理が進められるように、林地台帳等、今度31年4月から公開される運びとなっておりますので、そういう部分にもちゃんと整理をさせていただきまして、森林GISの運用とまたクラウドによりまして、データの共有というものを行っていかねばならないというふうに思っております。

また、治山施設等によります山が発してきます情報等をしっかりと的確に受けとめまして、ハード面等とも連携をしながら、山林崩壊等々をできるだけ最小限に食いとめるような格好で取り組んでいきたいなというふうに考えるところでございます。

それで、本年、山林所有者に関しましてアンケート調査をさせていただきました。現状、吉野町の森林状況につきまして、また世代交代をいたしました森林の境界等につきまして、どのような状況なのかということで、アンケートをさせていただきました。

アンケートは約2,820名の山林の所有者から抽出いたしまして、アンケートを送らせていただきました。その結果、1,130名、約40%のかたからの回答をいただきました。

まず、森林の所有形態でございます。

これに対しまして、79%のかたが個人所有であるというところでございます。また、境界等の把握もされているのかという部分におきましては、63%の方々

が森林所有の形態を境界をわかっているという。これにつきましては、本当に多くの方々がしっかりと自分の山を管理していただいているのかなというところで、喜んでいたところなんですけれども、実際山を管理されているかどうかという問いに関しましては、何も行っていないというのが54%、森林の荒廃が進んでいるというのが60%でございます。この状況を見ますと、まだまだ放置される森林が増えてくるのではないだろうかというふうな、少し危惧をしているところでございます。

また、森林の整備や林業の担い手のかたに、育成を目的として森林を貸していただけるかどうか、という問いに関しましては、積極的に使っていただきたいというのが17%、条件次第でお貸しするというのが39%。いずれにいたしましても、両方合わせますと、半数の方々が森林を借りていただきたいというふうなご希望もございます。

先ほど申しあげたように、こういった状況であれば、ますます森林の荒廃、山林が荒れるような状況になってまいりますので、こういう部分におきましては、森林施業の集約化を進める必要もあるのではないかとことから、中核を担う人材の育成に努めていきたいなというふうに思っております。

また、吉野町のほうでも、こういう状況であれば、例えばそういう林業公社の設立というものにつきましても、考えていく必要があるのではないだろうかというふうに思っておりますし、また現在、国のほうでも担い手がおらず、また放置されている杉や桧など、人工林を公的に管理する森林バンクという制度を考えておられるようでございます。これにおきましては、森林の管理を市町村がいったん引き受けまして、意欲ある林業経営者に貸出をいたしまして、集約を進めるという仕組みでございます。林業の立て直しに加えまして、環境保全や防災につながるということで、2019年にスタートを目指しているところでございます。

本町におきましても、この森林バンクにつきましては、この動向を見ながら、検討も進めさせていただければなというところでございますし、この森林バンクにおきましては、先ほどお話ございました森林環境税をいただいて賄っていけるようなことも聞いておりますので、今後もう少し我々のほうでも勉強させ

ていただきながら、取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

中西議長

中井委員。

中井議員

町長並びに担当参事からご答弁をいただきました。

確かに、2024年をめどに森林環境税の創設。前倒しになる可能性はありますけれども、自治体が果たすべき役割というのは、必ず増してくると思います。

そのなかで、今アンケートの結果ですけれども、実際に宮本参事からございました。行っていないが54%、荒廃が進んでいる60%。

それと40%の回答ですけれども、回答年齢が60歳以上の方が75%ということですね。ですから、75歳以上とか80歳以上の方がまだ回答してくれている。この5年ぐらいまでに、そのへんの森林情報データをしっかり把握しないと、それこそ全くわからない状況になってしまうという現実が目の前に迫っております。

それと同時に、山林の手入れをやるつもりがないが63%、貸してもよいが56%。このへんを整合性を合わせていってほしいと思います。実際に行っていないけれども、やるつもりはないというところは、承継者とか貸して、それをいいよというかたがおられるということです。

そのためには、単なる点の情報だけでなく、面的な情報にとらえていかないと、これが効率よく優先順位も含めてできないことになると思うんですね。

というためには、先ほど答弁にありましたように、森林GISというのが22年から、都道府県はほとんど入っています。市町村も大体50%ぐらいとか、森林組合も6割とか入っています。

ただ、それぞれのデータがばらばらというか、情報量とかの正確性とかも低くて、全然共有されてない部分があるので、一向に進まないのが現実なんですね。恐らく森林環境税の絡みもありますので、森林GISのデータをしっかりと正確性を高めて、森林情報システムという形で、クラウド化というんですけれども、そういう情報共有を行政も、都道府県も、そしてまた森林所有者も、

林業事業体も、そういう形に多分変わってくると思うんです。

ということは、今こういう災害が多いなかで、手をつけられるところは多分そこだと思っただけですね。ですから、しっかりと命を守るという視点で、木材生産に関しては、いろいろ林野庁もやったり、町当局も自伐林化とか、やられていますけれども、その大前提になるのが実は森林情報じゃないかなというふうに思っています。ですから、早急に来年度以降からも、そういうふうなクラウドシステムに向けて、人材と設備のほうを進めていただければなというふうに思います。

実は自主防災組織とか、今、地域自治協議会のなかで鳥獣被害とか、いろいろそういうのが立ち上がろうとします。実は農地のことも一緒なんですけれども、自治協に預けるときに、自主防災のときに、皆さん方と議論するときの情報という一つにもなると思うんですね。

実は先日筑波のほうで、森林GISのフォーラムのときに、ニホンジカの生息調査とか、そういうのも実際にこのGISを使われてやられていました。

今、例えば柵を何メートルかしますとか、頭数を何頭とりましたかという、そういう断片的な数字しか出てこない。実はこの龍門地区であったり、中龍門地区であるシカが生息する地域を点的にとらえて、そこを集中的に入るとか、地域の方々と協議できるような感じで、その森林の情報とか、GISというのはいくら使えるようになっています。

ですから、農地も単に空いているだけじゃなくて、ここは新規就農者のために使える場所ですとか、何かそういうふうな空間情報のデータをしっかりとこれから先進的に使えるような情報として、こういうシステムを入れていただくことは大事かなというふうに思いますので、今広域では電算システムを税務とか、いろいろやられていますけれども、実はこれは吉野町だけじゃなくて、この吉野郡全体にも広げていける新たな広域行政のシステムになるんじゃないかなというふうに思っていますので、私はそういう観点からも、今回の高齢化が進み、ひとり暮らしのかたが増えていきますので、ぜひそういうふうな同じテーブルで情報を共有できるということにもつなげていただけたらなというふうに思いますので、この点につきましては、お願いとご提案という形でさせてい

たですが。

町長、もし何か答弁があればお願いします。

中西議長

町長。

北岡町長

ありがとうございます。広域でまでおっしゃっていただいて、さすがに広域の議長さんだなおいながら聞いていました。

午前中ございました、野木議員さんの土地利用の話も含めまして、山と農地と総括的に持って行って、各地域でもビジョンを持ちながら、具体的な絵を描いていくというのは、これは本当にやらなきゃならないので、早急に来年度に必ず取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

中西議長

中井議員。

中井議員

ぜひ、今ある資源を資産価値を高めるために、ひとつお願いしたいなというふうに思います。

それでは、2点目でございます。

魅力発信拠点施設「吉野杉の家」の現状と可能性について質問させていただきます。

昨年夏、東京で開催された展示会「HOUSE VISION 2」にて、民泊大手Airbnbと建築家 長谷川豪とのコラボにより、吉野材の利用拡大に向けた将来の家「吉野杉の家」が誕生しました。

その後、吉野町に移築され、今年の2月から吉野材の魅力発信拠点施設として、コミュニティ空間を軸に、ホストとゲストをつなぐゲストハウスとしてオープンしているところであります。

展示会、また移築後のメディア等の露出度、反響を見てみますと、想像以上の宣伝効果を発揮していると思われませんが、まだまだその宣伝効果を十分に生かせていないような気がしております。

そこで、まず担当参事にお伺いいたします。

今年2月以降の吉野杉の家の施設利用状況。メディア・雑誌等の発信効果をそれを受けて外部評価、内部評価ですけれども、官民の運営体制について御答弁をお願いいたします。

中西議長

宮本参事。

宮本産業
観光参事

ただいまございました、今年2月から利用してございます吉野杉の家の利用状況でございます。10月末現在でございますが、見学・視察に来られたかたでございます。これは約494名のかたで、海外から24名のかたが来ていただいております。

また、宿泊者でございますが298名、うち海外のかたから115名の宿泊でございます。主に宿泊におきましては、海外のかたでございますが、アメリカ・イギリス・中国等々の諸外国から17カ国の方々から来ていただいております。

また、海外からの見学でございますが、アメリカ・イギリス・スイス等の8カ国のほうから来ていただいているところでございます。

また、国内、この県内におきましてでございますが、国のほうからは外務省、また林野庁、国土緑化推進機構等々の方々が来ていただいておりますし、また企業におきまして、大和ハウスさん、積水ハウスさん等の大手企業のかたも、この吉野杉のほうへご見学に来ていただいているというところでございます。

また、大学等におきまして、近畿大学等をはじめまして、多くの大学の方々も来ていただいておりますし、特にまたメディア等でかなり放送もしていただいております。

メディアにおきまして、NHK、またTBS等々の番組でも紹介をしていただいております。特に今、現状といたしましては、奈良の木ブランド化のホームページ、またAirbnbのホームページ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどで、この吉野杉の発信をしていただいております。

また、建築雑誌におきましては、「新建築」「建築と都市」といったような、

本当に建築家が好まれるような雑誌にも掲載していただいておりますし、かなりのこれはPR効果であるのかなというふうに思っておりますし、また世界的な建築家でございますが、RCRさんが吉野杉の家に宿泊されたということから、このRCRさんにおきましては、世界のノーベル賞と言われますプリツカー賞を受賞、スペインのバルセロナ在住のかたでございますが、特にこの吉野木材の歴史、また和紙にほれ込んでいただきまして、スペインのほうでもこのプロジェクトの計画をされているということを知り及んでございます。

いずれにいたしましても、この運営始めた後からは、吉野の魅力を手で体感してもらえるところといたしまして、約6カ月過ぎたなかでもかなり方々が来ていただいておりますし、吉野材の評価が高い状況であるというふうに現在把握をしているところでございます。

中西議長

中井議員。

中井議員

今、担当参事からご答弁いただいたように、世界各国からいろいろ、そしてまた我々のわからないところで、世界でいろいろと情報発信をされている。特にSNSとか、今ネットを見てみましても、吉野杉の家が出るだけで画像がたくさん出てきます。

これは今まで事業をやったなかで、単に地方紙にその記事が載るだけじゃなくて、実際にノーベル賞にあたるプリツカー賞、そのRCRさんが来られた。これで吉野の吉野杉の家だけを見ているんじゃないで、吉野の育林技術であったりとか、日本遺産に選ばれた文化的なこととか、歴史的なことも含めて地域文化を賞賛されて、スペインに帰られたというふうに聞いています。

東京大学の講堂でも、1,000人ほどが集まり、それぐらいのかたが吉野に訪れて来ていただいている。まさに魅力発信拠点施設です。今までにない切り口で、多分吉野に訪れてくれていると思うんですね。

桜の吉野山であったり、また違う、川であったりとか、そうじゃなくて、そこをきっかけにまた吉野山に、また和紙であったりとか、吉野の文化に触れてもらう。そういうふうな場所にもなろうかなというふうに思っています。

まだまだ先の話ですけれども、フォレストアカデミーという形で、あのへん一帯が木の町の一つの拠点として、貯木場も含めてなってくる可能性もあります。ですから、発信と同時にそれを受け入れる体制であったりとか、積極的に期待に応えられる体制をしていかないといけない。

特にインバウンド観光が、昨年度も2,400万人を突破して、オリンピックは4,000万人というふうに言われています。なおかつ、これは関西空港と成田空港の差を見ても、ほとんど関西空港も上がってきて、関空からのお客さんの呼び込みも、これ吉野杉の家に限らず、吉野の観光資源にもつながるかなというふうに思っています。

そういった部分におきましても、ぜひ今回のこの吉野杉の家ということの一つ取り上げさせていただきましたが、吉野町の積極的な事業展開の一つとして、これをさらに発展をしていってほしい。

なおかつ、魅力発信拠点施設としても、いまだにまだホームページにも出ていない。「吉野杉の家」自身が魅力発信施設やけど出ていないような状況でございます。

ですから、いろいろな意味のなかで、官民協働で窓口をつくっていただいて、そしてまた積極的に攻めていくという運営体制をぜひ実現していただきたいというふうに思います。

そういった意味も含めて、運営体制と今後の可能性について、町長からご答弁をいただきたいと思います。

中西議長

町長。

北岡町長

吉野杉の家ができて、本当にびっくりしたのは、例えば長谷川豪さんの設計の家に入りたから来られたかとか、Airbnbが直接つくった建物はこれしかないから見てみたいというふうな、そんな観点から来られるかともいらっしゃるということで驚いておりました。

ちょうど私どもが60周年で木のまち宣言をした。その前から取り組んできて、森林の関係で日本遺産をいただいた。そういう流れがずっと来ていると思

っております、木育が始まりというなかで、ちょうどこの吉野杉の家ができてきたという、本当に全部が仕組んだわけじゃなくて、寄ってきたような感覚もあるんですが、そういうふうにも今、すごく注目を浴びているなど、間違いなく思っております。

今、そろそろ撮影が終わりますけれども、河瀬さんの映画も吉野の山の魅力、日本を代表する森林の魅力というところに観点があつての映画だと思っておりますし、これがまた来年パリで上映されるということで、我々は本当に吉野杉の発信力はすごいなど、これをどう持っていくかというのは、宝の持ち腐れにならないようにしなきゃならない。

先ほど、宮本のほうからありましたR C Rさんも、彼はヨーロッパの建築で石や金属が中心なのを、ここへ来て木材のすごさをあらためて感じて、彼らの感覚でいうと木材というのは基本的に自然環境を破壊する感覚でいたのが、ここへ来ると再生しているすごい木材だということで、本当に感動して、またP Rしてやろうという話もおっしゃってました。

そんなことをどうつかまえていくかということでございまして、木のまち宣言いたしまして、木のまちの振興をしなきゃならないということで、今プロジェクトをつくっております、連合会の旧の古い建物が林業遺産ということに指定されたことも踏まえまして、あれをお借りして、そこに拠点を持っていきたいと考えております。そちらに持って行って、この吉野杉の家の管理P Rも含めて、やっていきたいと。また、あわせた木のまちのイベントというのをやっていきたいというところを吉野杉の家をP Rしながら、ほかのものもやっていきたいと。

もう一つは、A i r b n bさんもまだまだかかわっていただけるようございまして、町内にもっとつukれないかとか、それを統合した進め方ができないだろうか。吉野町中が全体がホテルみたいな感覚でとれないだろうか、というふうなこともおっしゃっておられますので、こちらのほうの動きも非常に大事にしながら、インバウンドの新たな取り組み、木のまちの発信、そして具体的には3年、4年先のオリンピック・パラリンピックときのホストタウンとしての招き、またワールドマスターズでのカヌー競技で300人が来られると、

それにどう向けていくかということを順番に今度無駄なく、きちんと作戦を練ってやっていく。

あらためて皆さん方にも公表する機会があるかもしれませんが、連合会を借りた木のまちとしての発信の協議会をきちっと作って、売っていきたいと思っているところでございます。

皆様方にもいろいろご相談するかもしれませんが、積極的な応援をあらためてお願いいたします。

中西議長

中井議員。

中井議員

ありがとうございます。

夢のある施設でございます。そして、可能性のある施設でもございます。今抱えている空き家の再生等、いろいろな意味で、これからの行政施策が可能になるかと思っておりますので、我々も精いっぱい木にかかわる人間としても活動していきたいと思っておりますので、今後の展開をよろしく願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

中西議長

続いて、山本義史議員より出されております

(1) スマイルバスの運行について

(2) 住宅宿泊事業法（民泊法）の奈良県条例に対する吉野町の対応について

(3) 「飛鳥ナンバー」について

の一般質問をお願いします。

山本議員。

山本議員

3番、山本義史でございます。

一般質問の機会を与您いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、スマイルバスの運行について2点ほど質問させていただきます。

今年10月1日から、吉野川より南側の町民もスマイルバスやデマンドタクシーで、上市駅で乗り換え、169のゆうゆうバスに乗り換えることによって、南奈良総合医療センターに行けるようにしていただきました。この結果、吉野町に住むすべての人が、南奈良総合医療センターに行けるようになったと、多くのかたから喜びの声をいただいております。大変ありがとうございました。

質問なのですが、まず初めに大和上市駅前のスマイルバスターミナルのハブ化、あるいは乗り換えの考え方により、すべての吉野町民が吉野町内を自由に移動できるスマイルバスの活性化構想のためのダイヤ改正についてのお伺いがございます。

吉野町のコミュニティバスであるスマイルバスの今までの考え方というのは、駅と病院に行くことだけを目的にしておりました。しかし、もしそれだけでなく、少し時間がかかっても、スマイルバスで吉野町内を自由に移動できるようになれば、免許証を持っていない方々や、吉野町民のお年を召した方々、免許証を返上した方々にとっては、どんなに便利なことでしょうか。一見難しそうに思えますが、それを実現するためにはバスの便数を増やさずに、お金をかけずに、現在のスマイルバスの発着時間や路線をほんの少し見直すだけで可能であると考えております。

今、現在は朝の便の169ゆうゆうバスで、南奈良総合医療センターに行くため、スマイルバスは9時40分までに各吉野町中より上市駅に集まってきております。ですから、例えば現在の吉野病院発9時59分発の吉野山行きスマイルバスの発車場所を吉野病院から上市駅に変えるだけで、吉野町中の方が大和上市駅で乗り換えて、吉野山に行くことができるようになります。

また、現在上市駅9時25分発、南国栖行きスマイルバスの発車時間を15分遅くするだけで、吉野町中の方が上市駅で乗り換えて、南国栖に行くことができるようになります。

このことは、吉野町の皆さんが上市駅乗り換えで吉野町のこの役場や中央公民館に来ることもできます。宮滝やものづくりの里国栖、さくら苑や吉野歴史資料館、リバーフィールドや吉野杉の家、個人病院や歯医者さん、薬局、コンビニ、スーパー、肉屋さんや青物屋さん、酒屋さん、飲食店、散髪屋さんなど、

要は 169 号線にある店にお年を召した方々の行動範囲が非常に広くなり、いろいろなところに行くことができます。午後の便も同じような考え方ができます。

口答ではなかなか時間のタイムはわかりにくいんですけども、要するに今ある発車ダイヤの少しの見直しや路線の少しの調整で、お金をかけずにスマイルバスをもっと有効に、便利に活用することができると思っております。

スマイルバスで自由に吉野町を巡ることは、お年を召したかたを始め、吉野町のすべての人の楽しみにもなりますし、吉野町を活性化することにもなります。また、スマイルバスを使って、吉野町内を自由に移動できるようになれば、免許証を持っている高齢のかたが免許証を返上しやすくなり、それにより車や単車の余計な事故も大幅に少なくなると考えます。

今も非常によいスマイルバスの運行計画だと私は思っておりますが、お金をかけずにさらによりよい、利便性のあるスマイルバスにしていきたいのですが、北谷参事、いかがなものございましょうか、よろしく願いいたします。

中西議長

北谷参事。

北谷総合
政策参事

ご質問ありがとうございます。

スマイルバスについて答弁させていただきます。

今年 12 月 2 日以降、ダイヤ改正を行いまして、ご指摘のように吉野方面、南国栖国栖、奥六田方面から南奈良総合医療センター方面行きのゆうゆうバスへの接続が可能になりました。本町における交通空白輸送についての旅客の範囲は、存在する町民及びその親族、日常的に本町に用務を有する者が基本となっております。

これが基本的な考えでございますが、お金をかけずということもご指摘いただいておりますが、通行の効率化、スクールバスの併用している部分があり、また上市駅を中心として各方面を接続するには、車両や業務委託の人員確保が当然必要となってくるわけでございます。

車両の老朽化があるなかで、新たに車両を購入する。これは費用面のことで

ございますが、市町村有償運送の場合は、コスト削減のため、退職された方に事業者が採用しているという現状でございますので、運転手不足という部分と拘束時間の制約があるということもあります。

しかしながら、ご指摘のようなダイヤ改正、町民のかたが利便性を図るということは当然のことでございますので、吉野町地域公共交通協議会の意見も聞きながら、改正をしてみたいと思います。

もう一つ高齢者のかたの部分の切り口もあったと思うんですけども、高齢者のかたの移動手段につきましても、今、長寿福祉課管轄のタクシーの助成ということもありますので、そういったバス、移動手段ということ、高齢者のかたが私が注視しておるのは、高齢化率が11月末現在で47.6%と高うございますが、もっと注視しなければならないのは、後期高齢者の数でございます、そのパーセントが26.79%、4人に1人強がもう後期高齢者になっています。

すぐに後期高齢者になっても移動できないということではございませんが、お年を召すと、先ほど言われたように、運転しにくく、認知の状態も増えるわけでございますので、そういった部分も勘案しながら、今後町民のかたの移動手段を検討して考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

中西議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございました。

私はタイムテーブル上で話をしております、現実的になるとなかなか難しい部分は多々あるかと思いますが、高齢になるがゆえに、外へ出る機会を増やす。中学校の友達とちょっと会いに行こうか、そういった外へ出る活動も非常に高齢のかたにはいいんじゃないかなと思っておりますので、何とぞ前向きな考えで、時間変更等、考えていただいたらと思います。

前回の一般質問にも少し述べましたけれども、吉野町を自由に移動できる動線ができれば、これを利用してプラスアルファで、観光のお客様にも利用してもらい、吉野町全体を観光のまちに、そして、吉野町を活性化したいと思

っております。

この動線により、今まで行きにくかった吉野町内の貴重な観光スポットにも、より多くの人に足を延ばしてもらいます。また、そうならばスマイルバスの乗車率も上がることにもなります。ぜひともよろしくお願ひしたいなと思ひます。

続きまして、同じスマイルバスなんですけれども、スマイルバス等の時刻表をインターネット検索できるようにすることについてのお願ひでございます。

バスの乗り換えなどを使って、先ほどお話ししたように、吉野町内のさまざまな場所に行きやすくしたとき、より便利に利用できる手段であるインターネット検索が、今後大変重要になってくると思ひます。

町内のどこかへ出かけるとき、いちいち時刻表、スマイルバス、このハンドブックで調べようとすると、何度もページをめくって調べなくてははいけません。しかし、例えば、インターネットを使って簡単に出発地と目的地の停留所名と、そして出発時間を入力するだけで、どのようにして何時に到着するかが一目瞭然でわかるようになります。

しかもスマイルバスの時刻表を既存のインターネット検索システムに登載し、簡単に検索できるようにすることは、そんなに費用がかからないと思ひます。スマイルバス等のダイヤをインターネット検索することにより、よりよい吉野町のバスシステムが構築できるものと思ひますが、いかがなものございましょうか、よろしくお願ひいたします。

中西議長

北谷参事。

北谷総合
政策参事

引き続きお答ひいたします。

まず、ナビタイムの検索でございますが、この10月26日からナビタイムの検索は可能となっております。この部分の周知につきましては、12月広報及び文字放送で町民のかたに周知してまいっております。また、費用面については、一切かかっておりません。

おっしゃるように、町民の利便性というのが一番肝心でございますので、町民の利便性を図る意味で、このナビタイムを有効活用していただきたらと思ひ

ております。

以上でございます。

中西議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。勉強不足で申しわけございません。

12月の広報に出ておるといふことで、最大手のインターネットの乗りかえ案内サイト、ナビタイムですか。ありがとうございます。

今後は時刻変更等のメンテナンスも、また随時よろしくお願ひしたいなと思ひます。

続きまして、住宅宿泊事業法。いわゆる民泊新法の奈良県条例についての吉野町の対応についてお聞きさせていただきます。

今年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が可決されました。来年の6月にスタートする予定であります民泊新法では、住宅宿泊事業者の届け出は奈良県知事に行うこととなっております。また、具体的な政省令やガイドラインを含めた法律をもとに、各県ごとに条例が制定されることになっております。奈良県議会においても、今月この12月、ただいま少し遅れている模様でありますので、2月になる可能性があるらしいんですけれども、民泊新法の奈良県条例案が上程される予定にあります。

それに対し、奈良県は各市町村の条例の取り扱いについての聞き取りが行われます。そのとき吉野町はどのように対応されるつもりなのか、お聞かせくださいませ。

中西議長

宮本参事。

宮本産業

ただいまいただきましたご質問でございます。

観光参事

この住宅宿泊事業法が制定されました背景につきましては、訪日外国人観光客が大幅に増えたことにより、また都市部での住宅需給が逼迫したことの対応や外国人の観光客の多様なニーズに応えるために、民泊の活用を図ることが重

要になってきたことであろうというふうに思われております。

こうした民泊によります観光客が増える。当然、吉野町といたしましても、宿泊観光を推進するなかでは必要であるというふうに思っております。これによりまして、地域が潤うことになれば、本当にいいなというふうに思っております。

しかしながら、その一方では、民泊によりまして騒音、又ごみ出し等で周辺住民とのトラブルなども各地で起こっているということもお聞きしているところでございます。

特に生活環境に悪影響を及ぼすようにすることも、ちゃんとした生活環境を守っていかないといけないなということも思っておりますし、これまで厳しい規制のもとで、宿泊者の安全確保や、また周辺住民との共生を図ってこられました旅館、民宿事業者の健全な発展が損なわれないようにしていかなければならないというふうにも考えております。

特に届け出住宅におきまして、事業者がいない家主不在型の民泊については、宿泊者の安全確保や周辺住民からの苦情の対応に不安があると考えておりますし、また緊急時や宿泊客と住民とのトラブル発生には、速やかに責任ある対応ができない事業者につきましては、事業を認めるべきでないというふうに考えております。

法施行後におきましては、住民の生活環境を守るとともに、本町のイメージ低下にならないように、県に対しまして事業者へ法令に基づく監督業務に当たっていただく。また、町といたしましても、関係団体と連携をしながら、違法行為が起らないように、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

中西議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

参事のおっしゃるとおり、今、一番問題になるのは、事業者がいない事業者

不在型の民泊であると言われております。2015年の11月に発生しましたパリ同時多発テロの事件。これの実行犯はほとんどが、ゲストハウスである民泊において、テロの準備をしていたということが知られております。

事業者不在型の民泊では、ある夜、隣で日本語ではない言葉で大きな言葉で夜中じゅう騒いでいるとか。聞いたこともないような音楽を夜中じゅうガンガン聞こえるとか。それでも周りの住人は危なっかしくて注意もできない。あるいは朝起きてみると、大量のごみが道に放り出されていた。民泊から気持ち悪い異臭などがする。そして、それらの苦情を言っていく相手がわからないというようなことも起こります。

京都市の条例では、例えば学校のある100メートル以内は民泊営業を許可しないとか、あるいは通学路では休校日である土日、祝日のみの営業。あるいは住宅地では営業日数をかなり制限するなどなど。非常にきつい条例が今、検討されております。

吉野町は、奈良県内において奈良市に次ぐ大きな宿泊収容人数と、宿泊件数を持っております。奈良県条例の取り扱いについての聞き取りの際は、既に吉野町において、昔から宿泊業を営んでいる方々や、吉野町にお住まいの方々の意見を十分に聞き取り、奈良県に対し、世界遺産であり、日本遺産であり、国立公園である吉野町の住人の意見として、強く要望を述べていただきたいなと思います。

最後に、民泊の営業日数と申しますのは、年間最高で180日であるということでもあります。民泊新法には記載され、県条例により営業日数をより短くすることも可能になっております。民泊の営業日数の厳守というのは、今後ともチェックしていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、飛鳥ナンバーについてを、町長にお伺いしたいなと思っております。

最後の質問は、車のナンバープレートに新たな地域名が表示できるナンバープレート、飛鳥ナンバーについての質問でございます。

2013年、飛鳥ナンバーは橿原市・明日香村・高取町、そして我が町吉野町が

賛同地域として国土交通省に申請しましたが、車の台数が10万台に達しなかったため、飛鳥のみ導入見送りとなりましたが、今回の飛鳥ナンバーの導入は車の登録台数が前回よりもかなり低く、5万台になったことにより、今現在、橿原市・田原本町・高取町・川西町・三宅町・明日香村の6市町村の飛鳥川沿いの自治体により検討されております。

今回、吉野町は地域連携ということも考慮して、どういうお考えをお持ちなのか、教えていただきたいのですが。町長、よろしく願いいたします。

中西議長

町長。

北岡町長

自席から失礼いたします。

飛鳥ナンバーは今おっしゃっていただいたとおり、4年前に一度ございました。このときは10万台ということがありまして、桜井市やあるいは高田市・御所市、そのへんまで含められるといけるよな、という話で動いておりましたが、割と強固な反対がございましてどうしても入ってこられなかったと。

私自身はそのときは、考え方としては、観光なり奈良県を考えると、奈良というのに対抗してもう一つ軸が要るだろうと。それが飛鳥でいいんじゃないかと。北と南にそれがあってという形もあったので。あとは当時、議会全協か何かでご相談したら、ええやないか、いけいけみたいな話もございましたので、ずっと行動をともにしておりました。それが10万台に到底及ばなかったので、だめだったということでございます。

今回は、基本まだ10万台なんですけれども、世界遺産があつたりとか、日本遺産があつたりとか、そういう観光として一つのまとまりがあるところには、5万台でも許しましょうということでございます。

前は実は無理がありまして、地続きじゃないとだめですね。今の範囲で言うと、明日香村と芋峠のところにつながっているだけだというまず一つ認識がございました。

今回、飛鳥川沿いで動かれているという部分がありましたのと、それから前回も含めて、今の動き方で地域連携でいうと吉野郡・南和地域というのは多く

て、このつながりと明日香・高取・橿原でつながりがなかなか薄いんですね。ふだん動いているのは。それで、ほかの地域は飛鳥に全く興味がない町村ばかりでございまして、一緒にはどうも動けないということがございました。

それから、もう一つはこの4年間の間に、これは私の感覚だけかもしれませんが、奈良モデルで感じる奈良全体で何かしていこうというのが非常に雰囲気としてずっとあるので、わざわざ我々よりも南の町村からいいますと、奈良でいいんじゃないのという雰囲気が漂っております。

そんなこともあって、今回は全協にも相談をせずに、こちらに参加しないことにしております。

動きとしても、飛鳥川沿いとおっしゃいましたが、これもなかなか難しく、なかなか続かないようございまして。いくのかなというのがちょっと疑問には思っているような状況でございますが。

とにかく奈良じゃなくて、奈良県内というのはもう一つあるんだよとか、もっと地区が違うんだよということがあるといこともなかなかおもしろいかなと。

これが、飛鳥吉野という名前とかにしたら、もろ手を挙げて賛成なんです、やっぱり吉野というブランドにはきちっといきたいので、吉野町は飛鳥とは近いですが、飛鳥という名前にいくのはちょっとどうかなということで、今回は見送らせていただいております。

中西議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

個人的には、町長に共感する部分が非常に多いんですが、我々の住むこの吉野町といいますのは、平成16年7月、日本では12番目、近畿地方では5番目に世界遺産に登録されました。奈良県では法隆寺と古都奈良の遺産に次ぐ3番目の3つ目の世界遺産であります。また、平成28年4月には日本遺産にも認定されました。

吉野という名前は、全国的にかなり知名度があり、吉野ブランドとしての価

値は非常に高いと考えております。

今まで私はちょっと知らなかったんですけども、先日から九州の八女市の方々と話を聞くと、吉野は、そしてこの吉野町というのは聖地のようなところだそうでございます。南北朝時代の南朝は吉野地方だけではなく。九州全土に及ぼす影響力があったということを知りました。

私は、皆さん同様吉野町が大好きです。吉野の名前自身も愛しております。飛鳥ナンバーには、人によりいろいろな意見がございます。それこそ町長言われた連携という問題もございますけれども、私は吉野ナンバーができればよいと考えております。

今年6月に飛鳥ナンバーの記事を新聞で見たとき、吉野ナンバーができないものかと調べたところ、登録台数が吉野郡内では到底足りない。今のところ吉野ナンバーは無理とのことで、非常に残念に思いました。

今までもそうでしょうが、これからは今まで以上に地域連携が非常に大切になってきております。産業の問題、文化の問題、教育の問題、ごみの問題、交通の問題、いろいろあります。単に地域連携といっても、どの分野をどの地域とどのように連携するのかということが非常に重要になってくるかと思えます。

これから先、我々吉野町も難しい地域連携のかじ取りをしなければいけなくなると思えます。何とぞ吉野町がよりよい地域連携を行っていただけるように、私も含め、吉野町を挙げて全力を努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

中西議長

続きまして、上滝義平議員より出されております

- (1) 入札制度について
- (2) 固定資産税の評価替えについて
- (3) スマイルバスとデマンドタクシーについて

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

5番、上滝でございます。

初めに申しあげますけれども、答弁につきましては、町長自席でお願いをいたします。

私、一般質問をしますと、一般の方々から、もうちょっとしっかりものを言えよと言うて、怒られております。そのことを踏まえて、なるべく丁寧な言葉を使う努力をしておりますけれども、なにぶん性格上、声を大きくしたり、あるいは物静かに言う場合もございます。そんなことをいろいろなことがございますけれども、当局におかれましては、私の思いをしっかり聞いていただいて、そして改革をしてほしいものだと思っております。

今回の一般質問につきましては、町民の皆様方からの思い、そして願いをしっかりと私が聞き取って、そしてそのことを今回一般質問するものでございます。

まず、1つ目は入札制度でございます。

町内の業者がどのぐらいA級でおるのか、B級でおるのか。そういうことは私はちょっとわかりかねますけれども、そのことについて町長のほうからどのぐらいの業者がおって、そして一般競争と指名競争入札とあるらしいですけれども、そこらのことを皆さんに知っていただくために、お聞きしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

中西議長

町長。

北岡町長

A級、B級の数等、今私は把握しておりませんので、申しわけありません。また、一般競争入札と指名競争入札の話かと思うのですが、その話もきちっとした数字のものを持っておりませんので、担当から答えさせていただきます。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

私が聞くとところによりますと、吉野町のやり方は一般競争入札と、それから指名競争入札があると。そして一般競争入札については、何か審査委員会で決めてあるのかどうか知りませんが、5,000 万円以上の仕事につきましては、一般競争入札にすると。

そして土木についても、一部予定価格よりも下の最低価格を設置していない。土木がそうであっても、建築については一切最低価格がないと聞いております。

最低価格が何でないのやろうということで私調べましたら、国土交通省から既に最低価格は必ずつけなければならない。こういう通達があるそうです。

3町6村私調べましたら、2町6村はきっちりと最低価格があるわけです。吉野町だけ最低価格がないのは何でなのか。そのことについて、町長、わかっておる範囲内をお答え願いたい。

中西議長

町長。

北岡町長

最低制限価格制度につきましてお答えいたします。

地方公共団体の入札執行時における最低制限価格制度は、地方自治法施行令で規定されており、原価割れ発注の防止を図ることにより、工事の適正な施工の確保や建設業等の経営基盤確保が図ることができる反面、その設定率が高くなればなるほど、競争の範囲が狭くなると言われております。

吉野町では、土木工事は県の基準に基づき、最低制限価格を算定し、設定しております。建築工事及び専門的な知識が必要となる業務においては、施工管理を委託し、工程管理、材料検査、段階検査を行い、品質の確保を行っております。

よって、現場管理業務を委託する業務においては、品質の確保と適正な施工が確保できることから、最低制限価格を設けておりません。また、品質を伴うことのない解体工事等においても、最低制限価格を設けておりません。

奈良県では、県では土木、建築委託ともに設計金額が 3,000 万円以下のものについては、最低制限価格を設定しております。3,000 万円以上については、低入札価格制度。最低調査価格を設定し、その額を下回る入札があった場合、

品質管理の面から審査会で審査し、問題がなければ落札という、そういう低入札価格制度というのを設けております。

近隣町村では、大淀町では委託や物品を除く土木工事、建築工事ともに最低制限価格を設定されている。下市町では物品の購入以外、すべての入札で最低制限価格を設定されているということです。

できるだけ安くしていただくのに越したことはない。しかし、品質は守らなきゃならない。品質を守るには、我々は管理を委託していますので、そちらでしっかり見てもらうというふうなことで、建築工事におきましては、設けていないということでご理解いただきたいと思います。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

今、町長の答弁のなかで、建築については最低限度額は設けていないと。なぜなら、品質ともに吉野町として公共の利益のためには、安いにこしたことはない。そのとおりだと私は思います。しかし、法律があるんですから、国土交通省からそうしなさいという指令にかかわらず、3町6村のなかで吉野町だけが最低限度額がない建築の部分についてはどうなのかということ、再度お聞きしたいと思います。

中西議長

町長。

北岡町長

法律ではなくて通達でございますので、我々のできる範囲で考えて仕組みをつくっておるところでございます。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

通達があっても、それは守らなくてもいいんですか。通達があるにもかかわらず、守ってないのは吉野町という理解をしておるんですけれども、いかなものですか。

中西議長 町長。

北岡町長 通達の中身を全部ちゃんと私は把握しておりませんので、はっきりお答えできませんが。

中西議長 上滝議員。

上滝議員 通達がありながら守ってないのやったら、その通達をしっかりと詳細にかけて、勉強をしていただきたいことをお願い申しあげます。

特に、審査委員会で 5,000 万円以上は、町内業者は全部指名競争入札でない。つまり業者が何ぼあるのか、50 から 60 あるのか、30 あるのか知りませんが、できたら吉野町の業者ができる範囲の仕事であれば、5,000 万円だろうが、1 億円以上であろうが、町内でできる業者があれば、その業者を指名入札していただくようお願いを私はしたいと思っております。

つい最近、一般競争入札を範囲はどこからどこか知りませんが、入札したらしい。ところが町内のかたが 1 億とか 6,000 万円とか、大きな事業を一般競争入札に入って、そして入札をされたということについては、私は安堵しております。町内業者がとったということを知っております。

とにかく町内の事業所が 50 あるのか、60 あるのか知りませんが、とにかく町内の方々も仕事がなかったら生活ができません。やっぱり、できることは町内の方々をお願いをして、そしてなるべく一般競争入札はしないでほしいと。こういう私の意見でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、町長は入札については、もう一度町内業者を優先してやっていくという方向性はございませぬか。

中西議長 町長。

北岡町長 吉野町にできるだけお金が落ちたらいいなという感覚はございますが、特に

優遇するつもりもございません。公正な競争をしていただいて、いい仕事をしただけであればいいかと思っております。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

優遇はしないという答弁でございますけれども、優遇してくれとは言っておりません。町内の方々が生活できる基盤をそろえるために、町内業者を育成するためにやってほしいと。またこういう大きな21号の台風によって災害があったときには、町内の土木業者が奉仕的な精神で頑張っておられる姿を見て、私は安堵しております。ありがたく思っておるわけでございます。

このことについては、十分私の一般質問を通じて、精査していただくようお願いを申し上げます。

次に、2番目に固定資産税の評価替えでございます。

固定資産税が3年間3年間で評価替えをされるわけです。そんななかで、地籍調査が始まってから39年経つそうでございます。さきに地籍調査は中荘のほう及早かったわけですけれども、30年前に地籍調査した人と、今現在地籍調査した人との扱いが不平等であると私は思います。これは何かといいますと、相続と売買つまり所有権を移転された場合は、その実際の地籍調査をしたものを反映していくと。

だから、20年前に相続したら、今の人の相続と評価が違って税金も違う。そんな長い期間のなかで不平等さが出ておるのではないのかというのが1点。いつまで地籍調査をするのか。前福井町長のときに地籍調査終了後、固定資産税に反映いたしますと、こういう話がございました。それを継続して北岡町長もそういう発言を前にしたことがございます。39年たった今、平成30年度に固定資産税の評価替えのときに反映するのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

中西議長

町長。

北岡町長

以前にも同じような質問をされたかと思います。

原則としておっしゃったとおり、地籍調査が終わるまではしませんと言いながらも、相続なりそのときには変えていきます。これは前からずっと、お勤めのころからずっとそのルールを踏襲しておるわけでございます。

それから、調査ですが、地籍調査が終わるまでと申されますと、山林も全部になってしまいますので、これは修正を加えております。農地、宅地の調査が終わればということございまして。あるいはしてくれなくていいということをおっしゃっていただければ、そこは外してということを前提に、今ほとんどの調査が終わりまして、書類を上げているところでございます。これがきちっと返ってまいりましたら、次の評価替えのときに変えていきたいと思っております。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

次の評価替えというのは、来年の3月のことを言うんですか。3月に。はっきり言うてくださいよ。

町長に答えとんねん。知らんねやったら知らんでええがな。

中西議長

町長。

北岡町長

担当からお答えさせます。

上滝議員

けっこうです。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

評価替えは3年3年で、来年の30年の確か3月だと思います。

そんなことで地籍調査を終了して、固定資産税に反映するということだと理解しておりますけれども、町長はそもそも地籍調査というのは何のためにした

んですか。教えてください。

中西議長 町長。

北岡町長 同じ質問を2度目だと思います。何年か前に同じことをされましたので、その記録を読んでください。

中西議長 上滝議員。

上滝議員 そんな言うた記憶はございませんので、もう一度お願いします。

中西議長 町長。

北岡町長 私も回答を忘れてましたが、恐らく地籍をきちんと面積を測量させていただいて、確定させていただいて、そしてそれを町の土地利用にきちんと反映させていきたい。また、課税が公平に行われるようにやっていきたいということでございます。

中西議長 上滝議員。

上滝議員 今、町長が言ったような答えは大体合うとるんですけれども、基本的に担当課の人に聞いても、固定資産税の反映と先祖からもらった土地の境界をしっかりと明にしていく。そのことは一番大事だと思いますけれども、私が思いますのに、吉野町として定住促進に住宅をつくるとか、あるいは何かを開発するとか、あるいは吉野山のケーブルを直営でするとか、いろいろな形がございます。その開発をするために、39年前から地籍調査をしておるということをしっかりと頭に置いていただきたいと思います。

ある町長は、近くの町長でしたけれども、地籍調査するのは何のためですん
でといたら、固定資産税をあげるためにしますというような答えをいただい

たときもあります。その点、北岡町長はそんなことを言わんと、先祖の問題、あるいははっきりと町が使うための境界というのは、認識していただいております。

それから、もう一つ前回も申しあげましたが、三津で建物 1,000 万円のものを見てた。上市でも 1,000 万円の建物があると。そうした場合、取り扱いは同じ建物の 1,000 万円の評価額に対して 1.4%の税率を掛けると。それはおかしいじゃないかという質問に対して、確か田中参事でしたか、法的に需給事情が悪い場合は評価額を下げなければならないと、こういうふうに地方税法では書いておると。

であるのやったら、吉野町もせんかよということで、答えは聞いたけれども、評価替えのときからそのことをするのか、せえへんのか。町長にお伺いいたします。

中西議長 町長。

北岡町長 すみません。よく理解しておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

中西議長 上滝議員。

上滝議員 前の田中参事の話は聞いていませんでしたか、町長。

中西議長 町長。

北岡町長 本会議でのことだったかと思えます。委員会ですか。すみません。聞いたことすべて全部覚えているわけではございませんので、申しわけございません。

中西議長 上滝議員。

上滝議員 大事なことやんか。地方税法で定められたことを吉野町では需給事情が悪か

ったら、評価額を下げるということをきっちりと法律で書いてあるでしょう。そのことを答弁されたんですよ。そう間違いございませんと。それが何もなっていないのはおかしいと。だから来年度の30年の評価替えにおいて、しっかりと見直しをしていただきたいということをお願いを申し上げます。

次に、3番目に入ります。

スマイルバスとデマンドタクシーについてでございます。

このスマイルバスは、8年前から運行しておるんです。そのなかで、南国栖から菜摘の停留所つまり吉野広域消防組合の前まで、乗り降りが自由になっております。

私はできたら全町危険な場所がない限り、自由にスマイルバスの乗り降りをしてほしいと。なぜなら、先ほどから私の前に一般質問しておりました方々から非常に少子高齢化で人口も減少しておると。そして高齢者比率も高くなっておるということを聞いております。

また、あらためて何回も言うようですけれども、人口が5年前が8,642人だったと。今現在の広報を見ますと7,396人だった。7,396人のうち、高齢者比率が11月末現在でどのくらい占めておるのかなということ住民課で聞きましたら、47.6%になった。つい最近42.6が5%もいつの間にやら上がっておる状況でございます。つまり若者が少なく、年寄りが多くなっておる。私も後期高齢者とは言われませんが、高齢者の1人でございます。

とにかく人が少ないなかで、特に高齢者の割合が高い。そして、吉野町へ住んでよかった町づくりということで、スマイルバスも、あるいはデマンドバスも対応していただいて、町民の方々は非常に喜んでおります。

しかし、このスマイルバスが8年前からやっておるけれども、大型車と6人乗りの小型車で、それをどのくらいの使用状況であるのかということ私も見ていると、非常に少ない。10人も乗ってへん。5人、あるいは3人の時間帯によりますけれども。そんななかで、大型車をやめて、小型車6人ぐらいでもっと増発したらどうだと、こういうようなことを担当課に申しあげましたが、町長のお考えをお願いします。

中西議長	町長。
北岡町長	<p>大型車をやめて、小型車を増発しろということでございますか。</p> <p>車の数の問題よりも、人件費等の問題で、現状では難しいかなと思います。</p>
中西議長	上滝議員。
上滝議員	<p>町長の答弁では、人件費があるので、多額になるので難しいということでございますけれども、実際使用状況を見て、大型車をやめて、6人乗りぐらいのやつを1時間に1本のやつを30分に1本ぐらいにして、フルに利用するとか。あるいはデマンドタクシーを大いに利用していただくとかといういろいろな対応があると思います。そのことをしっかりと考えていただきたいと思います。</p>
	<p>例えば、このデマンドタクシー。平成29年の10月1日から南国栖が入りました。私、選挙のときに南国栖の人から、うちの村はスマイルバスも入れへんねん。デマンドタクシーもないねん、というような声がありました。</p>
	<p>そして、担当課に私が言いましたら、審査委員会に話をして、この29年の今年の10月1日からデマンドタクシーが入りましたということを聞いて、安堵しておるわけですが、これは実際南国栖に対して非常に申しわけなかった。</p>
	<p>町長はいろいろと積極的に定住化促進等々を考えていただいておりますけれども、それがいいことだとは思いますが、本当にそれがええのかなど。また南国栖に対して差別があった。私は町長に対して、町長から差別もされたことがあります。</p>
	<p>町長、差別とはどんなことか、教えてください。</p>
中西議長	町長。
北岡町長	<p>今の発言、その前ですね、別に南国栖は差別はしておりません。運輸局との調整で、路線の関係で、どうしてもできなかった。したいわけですよ。</p>

差別と区別と、私はよくわかっておりません。

中西議長

上滝議員。

上滝議員

差別も区別もわからへんなら、トップとしての姿勢が間違いですよ。

差別は相手に対して不利益を与えるんですよ。町長自身は不利益を与えておるつもりかどうか知りませんが、不利益を与えるということは、人間として失格です。しっかり胸に手を当てて反省をしていただきたいことをお願いを申しあげまして終わります。

議長、ありがとうございました。

中西議長

一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。5日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。

各委員会の日程をあらためて申しあげます。

12月5日 午前10時 総務委員会

12月5日 総務委員会終了後 産業建設委員会

12月6日 午前10時 文教厚生委員会

12月6日 文教厚生委員会終了後 予算決算特別委員会

12月7日 予備日

12月8日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には十分ご審議を賜りますよう、お願いをいたします。

本日はこれもちまして散会することといたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 2 時 5 7 分 散会)

て

日程6 議第47号 平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第4号について

て

日程7 要 望 等

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

中西議長

ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 12 月 4 日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審議結果について委員長報告をお願いします。まず、総務委員会 中井 章太委員長にお願いいたします。

中井総務
委員長

総務委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、総務委員会に付託された議案等はございませんでしたが、調査・審議の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、12 月 5 日午前 10 時過ぎから、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、地域自治協議会の状況について報告を受けました。

各地区の状況としては、上市地区では、平成 28 年度に県補助事業、奥大和創出モデル事業の採択を受け、住民主体の地域活動を実施し、本年度内に自治協議会の設立を目指しているとのことでした。

飯貝地区では、今年度、将来的に丹治地区との統合を見据え、まずは飯貝地区で設立準備会を発足したとのことでした。

中荘地区では、平成 27 年度より中荘地区の区長さんや役員さんを中心に、創造的な地域づくりについて議論を重ね、平成 28 年度には中荘地区まちづくり協議会を立ち上げ、今年度は農林水産省の補助金を獲得し、地域資源を活用したビジネスモデルの構築を進め、来年 4 月には、自治協議会設立を目指しているとのことでした。

国栖地区では、平成 27 年度より小学校跡地の利活用を基盤とする地域づくりの方向性について検討され、平成 28 年 6 月に自治協議会を設立、小学校跡地の利活用の検討する部会の他 6 部会を立ち上げ、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金の採択を受け、日本で最も美しい村連合認定地域としての住民意識醸成のため、ビュースポットでの看板設置や、地域マップの作成などの活動を

行っているとのことです。

また本年度は、吉野町地域自治包括交付金 174 万 5,000 円の交付を受け、事業を実施されているとのことです。

中竜門地区では、本年 3 月に中竜門防災・福祉部会を設立。4 月には中竜門鳥獣被害対策協議会を設立し、今後その 2 団体を契機に自治協議会の設立に向けて活動されているとのことです。

以上、5 地区から報告を受けました。

次に、空き家バンクの状況について報告を受けました。

本町の空き家バンク制度は、平成 21 年度より実施され、平成 26 年度から空き家バンク総合相談窓口が検討され、翌 27 年度より本格的に移住定住促進支援センターを立ち上げ、NPO 法人と連携し、空き家相談業務の運営を委託しているとのことです。

特に移住定住促進センター開設後の成約件数は、年 10 件を超える年もあり、現在までの実績は、空き家案内件数は 134 件、内成約件数は累計で 45 件となり、本年 11 月末時点において、利用希望者登録件数は 195 件、現在の物件登録件数は 17 件であるとの報告を受けました。

また、NPO 法人空き家コンシェルジュは、本町において総務省の先駆的空き家モデル検討事業の採択を受け、空き家に関するさまざまな諸問題の相談案件に対して対応できるプラットフォームの構築を進めている、との報告を受けました。

今後は、運営委託している NPO 法人と、各地区の地域自治協議会とも連携を図り、事業を進めていきたいとの報告を受けました。

本委員会としては、本事業は空き家の利活用を図り、移住定住につなげる大変有効的な事業であることから、各地域と連携を密にし、優良物件の情報の入手は基より、よりよいマッチングを行うため、利用希望者のニーズの把握とその傾向の分析を行い、他の課とも連携し、住宅リフォーム等の情報も含め、定住につながるよう、あらゆる情報を共有化し、事業進捗にあたっていただくよう申し入れいたしました。

次に、住民参加の地域づくりに向け、町政に関する情報を共有化し、対話と

参加を目指す情報発信ツールとしての議会広報について、先進地の事例を基に協議をいたしました。

広報よしの、また議会中継など、町民にお知らせするだけでなく、より理解してもらえるための情報発信方法、本会議や委員会での審議や議決までのプロセスの掲載、紙媒体だけではなくインターネット等利用した閲覧やコミュニケーション機能等の時代にあった情報発信などを協議いたしました。

議会の果たす役割のひとつとして、今後も本委員会での協議や、必要に応じて新たな委員会を立ち上げての協議も必要となってくることも考えられますので、引き続き議員各位のご協力をお願いいたします。

以上が、本委員会における調査・審議の結果であります。

なお、議会閉会中においても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申出いたしまして、総務委員会委員長報告を終わります。

中西議長

続いて 産業建設委員会 西澤 巧平委員長をお願いいたします。

西澤産業
建設委員長

産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果につきまして、ご報告を申しあげます。

本委員会は、12月5日午後1時から、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第43号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」

飯貝地内に建設中の定住促進住宅について、住宅の構成が集合住宅として4戸と、戸建て住宅が2戸となることから、戸建て住宅の2戸については、河原屋定住促進住宅と同様に払下げを行うこと。また、そのための本条例の改正等である旨の説明があり、本委員会としては、住宅の設備や間取り、入居用件や入居時期等を周知するタイミングや方法等、定住促進住宅の効果が最大限にいかせるように事業を進めていただきたいことを申し添え、本案を承認することといたしました。

また、町長より今後の定住促進住宅の方針としては、空き家を改修し、定住

促進住宅としての利活用も検討していきたい、との報告を受けました。

次に、議第 44 号「町道路線の変更について」

変更する路線は、吉野 99 号線で総延長 1,104.3 メートルの起点側の吉野大橋南詰め「橋屋 285 番地」を、左曾地内の船山橋南側にある公園「左曾 891 番地の 1」を新たに起点として変更し、左曾交流促進センター南側の分岐点まで延長 622 メートルと変更するとの説明を受け、本案を承認することとしました。

次に、吉野山観光協会会長 東 利明氏他 3 名より提出されております、吉野山ロープウェイ運行再開及び代替輸送の支援についての要望書については、理事者側より現在の経緯と、現状の代替輸送の状況等について説明を受け、地域住民の利便性の確保はもとより、町の主要産業である観光業に関しても、大変重要な事項であることから、来年の春に向けてあらゆる手立てを考えながら、早急な対応を求めて、採択することといたしました。

次に、台風 21 号・22 号による被害状況について。

町道、町河川、農地、農業用水路及び林道等の町所管箇所や、並びに県所管を含め、確認件数は 228 箇所にあんでおり、本定例会に提出されている補正予算案での復旧対応や、対応方法等について報告を受けました。

続いて、さくら広域環境衛生組合事業進捗状況報告について。

今後の事業費負担の基本的な考え方、並びに組合の施設整備基本方針、施設の概要及び建築場所等を盛り込んだ、ごみ処理施設整備基本計画について報告を受けました。

次に、今年度より簡易水道事業を統合した、平成 29 年度吉野町水道事業特別会計の上半期の決算について報告を受けました。

以上が本委員会における調査・審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について継続して審議できるよう申出でいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

中西議長

続いて 文教厚生委員会 藪坂 眞佐委員長にお願いいたします。

藪坂文教

文教厚生委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、文教厚生委員会に付託をされました議案の審議並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、12月6日午前10時から、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、宗教法人 金峯山寺 代表役員 五條 良知氏より提出されております国宝仁王門大修理にかかる基礎調査に伴う助成願、並びに国宝仁王門安置の金剛力士像の修理に伴う助成願について、教育委員会事務局より破損の状況、調査工事の工程案、平成30年度事業費並びに国県の補助金支出の予定額、及び、重要文化財である仁王門内に安置されている金剛力士像2躯の保存修理の予定、並びに文化財補助金交付基準についての報告・説明があり、審議いたしました。

仁王門及び金剛力士像は、貴重で重要な文化財であるのは言うまでも無く、これらの保存修理に関しましては、町の主要産業である観光業に大変大きい影響を及ぼすものであることから、保存修理事業に伴う要望について、意義なく採択することといたしました。

次に、町内の園児・児童・生徒へのインフルエンザ等の感染症に伴う影響について報告を求めました。

12月6日現在の状況は、吉野北小学校においてインフルエンザによる出席停止が1名、感染性腸炎が1名であり、現時点においては流行の兆しは見られないものの、例年の傾向から、年明けに流行のピークになることも想定されるので、手洗い・うがいの励行等、学校・園と教育委員会事務局ともに情報を共有し、注意を喚起していきたいとの報告を受けました。

次に、吉野町中央公民館の耐震改修工事及び雨漏り改修についての報告を受けました。

多くの町民が参加されている公民館活動については、代替場所の確保等により、活動に支障のないよう配慮することや、雨漏りの抜本修理は耐震工事と同時にするなどの報告を受けました。

次に、国民健康保険事業の県単一化に関する現状報告を受けました。

この制度変更は、現在の市町村単位での国保制度改善のため、平成 30 年度より国保財政安定運営化のため、県が保険者となり、県・市町村が連携して国保運営するものであります。

今後は、県内の統一的な運営方針を定め、各団体が連携し、安定的・効率的な国保運営を行うこととなりますが、それに伴い、県内の国保被保険者の保険料水準も 6 年後には統一化されることとなります。

担当課からの報告によりますと、現時点では、保険料算定に関する情報が未だに示されていないとのことで、国保被保険者の生活に直接的に影響を及ぼすことでもあり、本委員会としては、保険料算定情報が示された後には、直ちに本委員会において報告するよう求めました。

議員各位におかれましても、閉会中の委員会開催になると思われまので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に介護保険制度に関する、第 7 期介護保険事業計画策定に向けての状況について報告を受けました。

現在の状況は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、第 6 期計画をベースに、介護予防に力を注ぐ・医療と介護の連携・介護離職者ゼロ等の目標を盛り込んだ内容で、骨子を作成中であるとのことです。

また、介護保険料については、国が公開しているシステムでは、全国的に上昇傾向となっており、本町におきましても現時点での試算では、数百円程度の上昇が想定され、加えて来年度からの介護報酬改訂や、自己負担額に関する改訂等、本年度末に国からの方針等で変更される要素が残っております。

不安要素があるものの、その対策として介護保険関係基金の取崩しも含め、現状の保険料からの増額を可能な限り抑制する方向で努力しており、今後も検討を重ねるとの報告を受けました。

次に、野木議員から南和広域医療企業団議会平成 29 年第 2 回定例会についての報告を受けました。

平成 29 年 8 月までの稼働状況、救急搬送患者数やドクターヘリ出動状況及び、より良質で最適な医療を提供するための計画等、企業団議会での資料を基に説明を受けました。

また、企業団議会において、最近南奈良総合医療センターへの救急受け入れが断られる事象が発生しているということで、吉野町を含め経営市町村からの救急搬送受け入れについては、当初の目的である断らない救急病院であるよう要請した、との報告を受けました。

以上が本委員会におきます、調査・審議の結果であります。

また、議会閉会中におきしても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申出でいたしまして、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

中西議長

続いて 予算決算特別委員会 山本 隆敏委員長にお願いいたします。

山本隆敏

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

予算決算特別
委員会委員長

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果等につきまして、ご報告申しあげます。

当委員会は、12月6日午前11時30分から、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第45号「平成29年度吉野町一般会計補正予算（案）第5号について」

本補正予算は、10月下旬の台風21号・22号での災害復旧及び災害対策の予算として2億1千182万8,000円を含め、補正規模は2億1千840万1,000円の増額で、予算総額を62億1千143万5,000円とし、地方債の補正に関しましても、台風災害関連事業として、公共土木災害復旧を目的とした起債の限度額を4千980万円増額し5千580万円に、公共交通活性化対策を目的とした起債の限度額を340万円増額し4千10万円に変更する旨の説明がありました。

主な災害復旧及び対策事業としては、町道・町河川及び里道・水路の復旧として公共土木施設災害復旧費1億5千万円。農地・農業用水路及び林道の復旧として農林水産施設災害復旧費4千580万円。地すべりに伴う地質調査及び測量設計費用として社会教育施設管理事業費853万2,000円。消防施設整備事業補助金300万円。檜井地内の国道169号線通行止めに伴うスマイルバス運行経路変更のための交通対策事業費349万6,000円等で、財源としては、災害復旧

費国庫補助金 7 千 750 万円。災害復旧費県補助金 1 千 360 万円。災害復旧事業債 4 千 980 万円。公共交通活性化対策事業債 340 万円及び繰越金等を充当しての事業である旨の説明がありました。

また、台風災害関連事業以外では、左室町営住宅跡地原状回復費用及び町営住宅借地料として、町営住宅管理事業 437 万 5,000 円。障害者自立支援給付費支払等の制度改正に伴うシステム変更委託料及び前年度事業精算による返還金として、障害者総合支援事業 464 万円。介護保険制度改正に伴うシステム変更委託料として、介護保険事業特別会計繰出金 148 万 4,000 円。小中一環教育の推進地視察研修費用として、議会運営事業 129 万 4,000 円。

また、本年 4 月以降の各課等の人事配置の増減や、災害対応による時間外勤務手当の調整等で、人件費 386 万円の減額等である旨の説明があり、審議をいたしました。

次に、議第 46 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」

保険事業勘定の歳入において、介護保険制度改正システム変更事業費補助金 46 万円。一般会計からの繰入金 148 万 4,000 円。

同勘定の歳出は、介護保険制度システム改修費 194 万 4,000 円の増額ある旨説明があり、審議をいたしました。

次に、議第 47 号「平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」

収益的支出では、水道事業費用において台風被災による取水口土砂撤去費等 150 万円。災害対応等による時間外勤務手当 80 万円。漏水等修繕費 250 万円。

資本的収入として、水道施設落雷罹災による保険金 1 千 354 万円。

資本的支出として、水道施設落雷罹災による故障機器交換代 1 千 354 万円の増額ある旨説明があり、審議いたしました。

以上が本委員会に付託されました議案等の審議結果でありまして、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

中西議長

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 43 号「吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 44 号「町道路線の変更について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

お諮りします。本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は可決することに決しました。

日程 4 議第 45 号「平成 29 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 5 号について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 5 議第 46 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第47号「平成29年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第4号について」意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました、吉野山観光協会会長 東 利明氏他3名より提出されております、吉野山ロープウェイ運行再開及び代替輸送の支援についての要望書につきまして、意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

お諮りします。本要望を先ほどの委員長報告のとおり、採択することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続きまして、文教厚生委員会に付託いたしました、宗教法人 金峯山寺 代表役員 五條 良知 氏より提出されております、国宝仁王門大修理にかかる基礎調査に伴う助成願いについて、国宝仁王門安置の金剛力士像の修理に伴う助成願いについての両要望につきまして、一括して意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

お諮りします。両要望を先ほどの委員長報告のとおり、採択することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、両要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

閉会中の継続審議についてお諮りします。それぞれの委員長より、所管事項について閉会中の継続審議の申出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、会議規則第75条の規程により、それぞれの委員長の申出どおり、所管事項について、閉会中の継続審議に付すことにいたします。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたりまして、町長のごあいさつをお願いいたします。町長。

北岡町長

閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

まず、私どもより上程いたしました議案すべて了承いただきまして、誠にありがとうございます。

すべての議案で全員の方に賛成いただけるのは、久しぶりかなあと喜んでおります。

(「そんなことないぞ」という声あり)

本定例会は、定例会と申しますよりは、災害対策の色が濃かったかな、と思っております。一般質問におきましては、たくさんの方々から災害に関する一般質問をお受けいたしました。

また、補正予算の内容もほとんどが災害対策でございました。

この最終日の、本日の12時から1番大きな災害でございました169号の通行止めが解除されたということは、本当に象徴的であったのかな、思っております。皆様方のご協力をあらためて御礼申すところでございます。

29年度の事業も佳境の入りまいました。あと、三ヶ月ほどでどうやっていけるか、また、それをしながら30年度の予算をどう立てていくかというふう

な、大変重要な時期が参ってまいりました。

どうか皆様方、ご指導ご鞭撻をあらためてお願いするところでございます。

あわせまして、大変寒い日が続きます。どうか、お身体に気をつけていただいて、議員活動に邁進されますことをご祈念申しあげまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

中西議長

ありがとうございました。

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして平成29年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。どうも、ご協力ありがとうございました。

(午後3時30分 閉会)